

重要

※令和7年4月1日時点の法律に基づいて作成しています。

年金を受けられる皆様へ

私学共済制度は、私立学校教職員の相互扶助事業として昭和29年1月に制度発足し、給付及び福祉事業を行うことで、私立学校教職員の福利厚生を図り、私立学校教育の振興を目的としています。

この「年金者のしおり」は、今後「年金」という給付を受けられる年金受給者になられた皆様にお読みいただきお手元において役立てて頂きたい内容を記載しています。

現在日本国では急激な少子高齢化が進んでいる中で、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに高齢期における生活の安定を図るための制度改正が政府・国会の中で検討され実施されていきます。今後法令等で定められた改正内容等は適切な情報発信に努めていきます。

皆様に本事業団からお支払いする年金は、平成27年10月の被用者年金制度の一元化以降は公的年金として私学共済加入者期間分の厚生年金、一元化前までの期待権を保障した経過的職域加算給付、一元化後の私学共済加入者期間分の退職等年金給付と、複数の年金として決定・支払いをしておりますので、各々の年金の種別等の確認方法等も含めてご確認いただき、状況に応じて申請・届出が必要な場合がありますので、手続きやご相談の際の参考としてご活用いただきたくお願いします。

令和7年

日本私立学校振興・共済事業団

私学事業団における年金加入記録の取扱い

本事業団では、年金請求時にご本人から申告のあった私学共済制度・私学共済厚生年金の加入経歴と本事業団で管理している記録を照合し、年金加入記録に漏れがないかを確認したうえで、年金の決定を行っています。

あなたの基礎年金番号・
年金コードの控え

基礎年金番号										・	年金コード			

あなたの年金証書記号番号の控え →

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年金に関するお問い合わせや、各種届け出・手続きの際には、年金証書記号番号や基礎年金番号、年金コードが必要になります。年金証書、その他各種通知書にてご確認ください。

なお、被用者年金制度一元化に伴い、受給権発生日によって年金の名称が異なりますので、次ページの表をご参照ください。

また、このしおりに記載しております年金名称については、一元化後の名称に揃えて作成しています。そのため、受給権発生日によっては名称が異なる場合もありますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

給付種別	平成27年9月以前受給権発生の年金	平成27年10月以降受給権発生の年金
退職・老齢	退職共済年金	経過の職域加算額（退職共済年金）
		老齢厚生年金
遺族	遺族共済年金	経過の職域加算額（遺族共済年金）
		遺族厚生年金
障害	障害共済年金	経過の職域加算額（障害共済年金）
		障害厚生年金

詳しくは、**2. 通知書等の見方等**に記載しております。併せてご参照ください。

個人情報利用等について

本事業団は「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を安全に管理すること、そして個人情報の利用目的を明らかにすることが定められています。そのため、本事業団は個人情報保護の重要性に鑑み、法令等の定めにしたがって厳格に個人情報を取り扱っています。このしおりをお送りする年金受給権者様の情報は、年金等給付事業及び宿泊事業に利用しており、利用目的は以下のとおりです。

【年金等給付事業】

- 年金及び一時金の給付
- 年金受給権者の生存確認及び住所情報の取得
- 厚生年金保険の実施機関間における情報交換等

【宿泊事業】

- 宿泊事業でのダイレクトメール送付

上記のほか、本事業団の業務における個人情報の主な利用目的や、個人情報保護に関する基本方針等については、本事業団のホームページをご参照ください。

私学共済

検索



も く じ

1. 年金の種類	1 ページ
2. 通知書等の見方	
(1) 年金証書	1 ページ
(2) 年金証書記号番号と基礎年金番号（年金コード）	1 ページ
(3) 年金額の計算	1 ページ
(4) 「決定・改定・支給年金額変更通知書」	2・3 ページ
3. 年金の支払いと受け取り	
(1) 年金の支給期と支給対象月	4 ページ
(2) 年金の受取金融機関	4 ページ
(3) 「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」	4・5 ページ
(4) 「年金の支払額について（お知らせ）」	6 ページ
4. 税金と社会保険料	
(1) 年金からの源泉徴収について	7・8 ページ
(2) 社会保険料の特別徴収について	9 ページ
(3) 住民税の特別徴収について	9 ページ
5. こんなときはお届けを	次ページの索引を参照してください
6. 支給が停止・調整されるとき	次ページの索引を参照してください
7. 年金の基本的事項	次ページの索引を参照してください
8. ご利用いただける福祉事業	
(1) 直営宿泊施設の利用	38・39 ページ
(2) 直営宿泊施設一覧	40 ページ
(3) 直営医療施設の利用	41 ページ
(4) 各種割引事業・契約施設等の利用	42 ページ
9. 年金の相談窓口	43 ページ
10. 用語集	44 ページ

各 種 年 金 共 通	ページ	項番
氏名、年金の受取金融機関、又は住所を変更するとき	10	01
年金証書の紛失又は汚損による再交付を受けたいとき	11	02
年金受給権者が死亡したとき 遺族厚生年金の受給権者が養子縁組、結婚したとき	11	03
老齢・障害・遺族の2つ以上の年金を受けられるようになったとき（併給調整）	13	04
現況届が送付されたとき	15	07
年金受給権者が所在不明となったとき	15	08
給付が制限されるとき	19	13
過去に受給した退職一時金とは	20	14
年金の受け取りの辞退と再開	37	32

老 齢 厚 生 年 金 関 係	ページ	項番
加給年金額（老齢・障害）	13	05
加給年金額の支給停止・失権	14	06
厚生年金保険の被保険者等であるとき	16	09
私学以外の勤務先を退職・議員退任したとき	18	11
雇用保険法による給付と年金の支給停止	18	12
老齢給付の額の基本的な仕組み	22	15
老齢・退職の年金における障害又は長期在職の特例	24	16
老齢・退職の年金の受給権者が65歳になったとき	24	17
老齢・退職の年金を繰上げて受けている人の注意点	25	18
支給の繰下げ	26	19
年金の算定期間を改定するとき	27	20
退職等年金給付（新3階年金）	28	21
離婚等に伴う標準報酬等の分割（年金分割制度）	37	33

各項には該当する年金の種類を示す、次のような記号が表示されています。

共 → 各種年金共通
 老 → 老齢厚生年金関係
 障 → 障害厚生年金関係
遺 → 遺族厚生年金関係

障 害 厚 生 年 金 関 係	ページ	項番
加給年金額（老齢・障害）	13	05
加給年金額の支給停止・失権	14	06
在職中の障害厚生年金の支給停止の仕組み	17	10
障害給付の基本的な仕組み	31	22
障害基礎年金の決定・支払いについて	32	23
障害程度の再認定	32	24
障害等級の変更	32	25
障害の状態が軽快した場合の支給停止等	32	26
2つ以上の障害の状態になったとき	33	27
老齢・退職の年金における障害の特例	33	28
労働基準法の障害（遺族）補償等を受けられるようになったとき	33	29
離婚等に伴う標準報酬等の分割（年金分割制度）	37	33

遺 族 厚 生 年 金 関 係	ページ	項番
労働基準法の障害（遺族）補償等を受けられるようになったとき	33	29
遺族給付の基本的な仕組み	34	30
65 歳以降の遺族厚生年金	35	31

各項には該当する年金の種類を示す、次のような記号が表示されています。

共 → 各種年金共通
 老 → 老齢厚生年金関係
 障 → 障害厚生年金関係
遺 → 遺族厚生年金関係

（例：15 ページ 07）

この項番は、各種年金に共通の内容であることを示しています。

07

現況届が送付されたとき

共

1. 年金の種類

公的年金制度の年金には、加入者又は加入者であった人の老齢（退職）、障害又は死亡を事由とした給付があります。

このうち、本事業団が決定・支給する年金には、厚生年金、経過的職域加算額（共済年金）、退職等年金給付などがあります。

2. 通知書等の見方

(1) 年金証書

年金受給権者の皆さまには、「年金証書」を交付します。年金を受給する権利を証明するものですので、大切に保管してください。

(2) 年金証書記号番号と基礎年金番号（年金コード）

◇年金証書記号番号

本事業団が支払う年金の固有の番号です。年金に関して本事業団にお問い合わせをいただく際や、各種届け出・手続きには、この番号が必要になります。

年金証書記号番号の体系

年金証書記号番号											
①種別		②記号番号							③区分	④枝番	
6	1	—	9	9	9	9	9	9	D	—	

①種 別…老齢（退職）・障害・遺族の種別を識別する番号です。

61：老齢（退職）給付 63：遺族給付 64：障害給付 が入ります。

②記号番号…個人を識別する番号です。

③区 分…共済年金・厚生年金などの区分を識別する記号です。

A, B：共済年金 C：経過的職域加算額（共済年金） D：厚生年金

E, F：退職等年金給付 が入ります。

④枝 番…障害・遺族の給付に固有の番号です。

◇基礎年金番号（年金コード）

日本年金機構で付番し、すべての年金制度で共通して使用する番号です。各種届け出・手続きには、この番号が必要になります。

(3) 年金額の計算

年金額は、加入者又は加入者であった人の加入期間月数、標準報酬（給与）月額、標準賞与額等によって計算されます。

決定された年金額は、原則として毎年度、賃金変動率や物価変動率を基準として改定することとなっています。また、少子高齢化による現役世代の減少率や、年金受給者の平均余命の伸長を反映させ、給付額の伸びを抑止する「マクロ経済スライド」も導入されています。

年金額が改定された場合は、「改定通知書」等により改定後の年金額をお知らせします。

(4) 「決定・改定・支給年金額変更通知書」

年金を決定したときや、年金額又は支給年金額を改定したときには、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等を交付します。

この通知書には本事業団が支払う年金の決定内容を記載しており、年金額や停止額、支給年金額の経過などがわかるようになっていきますので、年金証書と一緒に大切に保管してください。

なお、本事業団における厚生年金と共済年金、両方の受給権を持つ場合、この通知書を複数枚お送りします。いずれもご自身の年金です。

決定・改定・支給年金額変更通知書の例（老齢厚生年金）

厚生年金保険 決定・改定・支給年金額変更通知書 N O . 1

決定年月日 R7.10.10

年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
老齢厚生年金	61-999999D	私学 太郎	S35.8.17
基礎年金番号	9500-999999	年金コード 1140	

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険の条文 老齢厚生年金 厚生年金保険法 附則第8条

2. この通知の最新の年金額等の内訳（支給年金額変更年月 令和7年4月）

3. 年金額の内訳

基本となる 年金額（円）	加給年金額 または加算額（円）	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額（円）	年金額 （円）
645,053	0	0	645,053

※基本となる年金額
の内訳（円）

報酬比例部分
645,053

4. 加入期間の内訳

加入期間	月数
厚生年金保険の加入期間	240月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の 加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 （平均標準報酬月額）
①平成15年3月までの期間	0月	0円
②平成15年4月以降の期間	240月	439,105円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者
対象者 無

外国との通算協定期間

協定期間	月数	他制度月数	月数
	0月		0月

6. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

	給付事由発生年月日	決定・改定・支給年金額 変更事由	年金額(円) ①	加給(人)		停 止		支給年金額 ①-②(円)	支給年金額 変更年月
				配	子	停止事由	停止額(円)②		
1	R6.8.16	新規決定	632,894	0	0	在職中	136,446	496,448	R6.9
2	R7.4. 1	法律改正	645,053	0	0	在職中	139,038	506,015	R7.4

「決定・改定・支給年金額変更通知書」の記載事項について

- ① 年金証書記号番号
 - ・本事業団で独自に付番した番号です。
 - ・年金について本事業団にご照会いただく際には、この番号をお伝えください。
- ② 基礎年金番号・年金コード
 - ・日本年金機構が付番した、公的年金制度で共通の番号です。
- ③ 年金額の内訳
 - ・直近の年金額の内訳です。遡って手続きをしたときなど、年金額や支給年金額の改定が複数の時点であった場合は、最新の年金額の内訳を表示します。
- ④ 加入期間の内訳
 - ・直近の年金額計算の基になっている、加入期間と月数です。
 - ・直近の年金額の算定期間になっている月数を表示しており、通知日時点の加入期間の月数ではありません。
 - *老齢厚生年金（退職共済年金）の場合、受給権が発生した後の加入期間については、退職したとき、65歳を迎えたときなど、一定の時点で年金額の改定（再計算）をすることになっています。加入期間の月数も、そのときに見直されます。
- ⑤ 平均標準報酬額等の内容
 - ・平成15年3月までは、年金額の計算の基礎となる加入期間の月数と、標準報酬（給与）月額を再評価したものの平均額を表示しています。
 - ・平成15年4月以降は、年金額の計算の基礎となる加入期間の月数と、標準報酬（給与）月額及び標準賞与額を再評価したものの平均額を表示しています。
- ⑥ 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過
 - ・遡って手続きをしたときなど、年金額や支給年金額の改定が複数の時点であった場合は、その経過がわかるように表示しています。
 - ・給付事由発生年月日が最も新しいものが現在の年金額等になります。
 - ・年金額等は、すべて年額で表示しています。
- ⑦ 支給年金額・支給年金額変更年月
 - ・実際に支給する金額が、「支給年金額①－②」です。年金に支給停止がかかる場合は、「年金額①」から「停止額②」を引いた額が、「支給年金額①－②」になります。
 - ・送金に際しては「支給年金額①－②」の額を12で除して月額にし、「支給年金額変更年月」以後の月分を支給します。
 - ・年金が全額停止の場合、「支給年金額①－②」は0円になります。その間は、年金の支給はありません。

3. 年金の支払いと受け取り

(1) 年金の支給期と支給対象月

年金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月から、その事由がなくなった日の属する月までの分が支給されます。

支給日等は次のとおりです。なお、年金の請求や報告の手続きが遅れた場合などは、下記支給日によらず、随時で支払われることがあります。

支給対象月	定期支給期月	支給日
12月分・1月分	2月	定期支給期月の15日 * 15日が土・日曜日、休日の場合はその直前の平日に繰り上げて支給します。
2月分・3月分	4月	
4月分・5月分	6月	
6月分・7月分	8月	
8月分・9月分	10月	
10月分・11月分	12月	

(2) 年金の受取金融機関

年金は、支給日にご指定の口座（銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合・信用農業協同組合連合会・漁業協同組合・信用漁業協同組合連合会・商工組合中央金庫）に振り込みます。

(3) 「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」

当年6月から翌年4月までの各定期支給期月の支給額等をお知らせするために、ハガキ形式の「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」（P.5参照）を送付します。このお知らせは、原則年1回、6月定期支給期前に年金受給権者宛に送付し、また支給額等に変更が生じた場合には、そのつど変更後の内容を通知します。

なお、年金から所得税以外で控除されているもの（退職一時金の返還額、社会保険料等）がある場合は、毎回送付します。

ただし、外国に居住している人には送付していません。また、担保設定中の人には送付をしない場合があります。

* 2月定期支給期について *

各支給期の支払額に、1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて支給を行い、4月定期支給期以降1年間の端数の累計額を翌年2月定期支給期に加算してお支払いします。

なお、支給額を変更する理由がこの端数のみである場合、「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」は送付しません。

年金振込通知書（年金送金のお知らせ）の例

年金振込通知書（年金送金のお知らせ）

令和7年6月定期支給期から下記の金額が支払われますのでお知らせします。

受給権者氏名 私学 花子
年金証書記号番号 61-999999 （アルファベットは省略しています）
基礎年金番号 9500-999999
振込先金融機関 ユシマ オチャノミズ 普通預金 077****

見本

令和7年6月定期支給期（令和7年6月13日）以降にお支払いする金額 301,567 円

内訳は以下のとおりです。

算出上支給額	307,876 円	499 円	308,375 円
内訳	C 39,310 円	E 216 円	
	D 268,566 円	F 283 円	
所得税（納付）	6,808 円		6,808 円
控除額（調整額）	0 円	0 円	0 円
差引支給額			301,567 円

個人情報保護のため、送金先金融機関の口座番号の一部を「*」で表示しています。

① 算出上支給額の合計から所得税・調整額・社会保険料などを差し引いた1回当たりの送金額です。

② 年金区分A～Dの年金の支給年金額を12で除した支給月額のみです。

③ 年金区分E・Fの年金の支給年金額を12で除した支給月額のみです。

※②③の額を算出する際に1円未満の端数が出た場合は、令和8年2月定期支給期で端数分を加算して支払います。

〈年金区分〉

- A 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金、恩退年金
- B 共済年金（～平成27年9月受給権発生）
- C 経過的職域加算額（共済年金）
- D 厚生年金
- E 退職等年金給付（終身）
- F 退職等年金給付（有期）

④～⑨ 年金から控除する額

- ④退職一時金の返還額 ⑤介護保険料
 - ⑥国民健康保険料又は後期高齢者医療制度の保険料
 - ⑦所得税 ⑧住民税 ⑨調整額（過去の過払いへの充当額など）
- （④～⑥、⑧については、該当する金額がない場合は空欄になります）

情報を保護するため、圧着ハガキで送付します。ご覧になる際はゆっくりはがしてください。

(4) 「年金の支払額について（お知らせ）」

定期支給期月における送金額をお知らせするものとして「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」（P.5 参照）を送付しますが、次のような場合には、「年金の支払額について（お知らせ）」を送付します。

- ・年金を遡って決定又は改定した場合などで、すでに経過した定期支給期月分を支払うとき
- ・支給年金額等が変更になり、未払いや払い過ぎが生じた場合
- ・届出書未提出などにより、年金の支払いが一旦支給停止状態となったが、届出書が提出され支給停止状態が解除された場合など

年金の支払額について（お知らせ）の例

年金の支払額について（お知らせ）

「決定・改定・支給年金額変更通知書」をもとに、年金の支給額を計算したところ次のとおりとなりましたのでお知らせします。

年金証書記号番号	61-987654 ※アルファベットは省略しています。	送金先	ユシマ/サキヨ 普通預金 オチャノミズ 321*****
基礎年金番号	9500-123456	名義	ユシマ ジロウ
氏名	湯島 次郎		

支払対象期間	① 令和6年10月	～	令和7年1月		計
遡って支払われる額	① 203,000円	②		→	① ② 203,000円
内訳 1	C 3,000円			→	+
	D 200,000円			→	②
	③			→	③ ③
所得税	④			→	④ ④
今回の支払で控除した額	⑤ 150,000円	⑥		→	⑤ ⑤ 150,000円
内訳 2 令和6年2月2日発生	150,000円			→	+
				→	⑥
差引支給額 (①+②) - (③+④+⑤+⑥)					⑥ 53,000円
送金日					⑦ 令和7年2月20日

なお、年金の決定・支給額変更により、すでに支給していた額がある場合には取り消すこととし、変更後の年金の支給額から差し引いています。また、すでに過誤払いとして通知している額がある場合は合わせて差し引くことがあります。

※ 送金先金融機関の口座番号については個人情報保護により、一部「*」で表示しています。

①	今回支払の対象となった月
②	「決定・改定・支給年金額変更通知書」の支給年金額に基づき計算した支払対象期間（①）の支給額の合計額
③	課税前の控除額（退職一時金の返還額）
④	所得税の額
⑤	今回の支給額から控除した額（取り消しとなった過去の支払額に返還金として充当した額）
⑥	実際の送金額＝遡って支払われる額から所得税・控除額等を除いた額 $= ② - (③ + ④ + ⑤)$
⑦	⑥の送金日

4. 税金と社会保険料

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として課税の対象となり、支給額が一定額以上のときには、源泉徴収の対象となります。

また、介護保険、国民健康保険又は後期高齢者医療制度にかかる保険料及び住民税も一定の条件のもと、年金から特別徴収されます。

(1) 年金からの源泉徴収について

年金の支払額が基準額未満のときは源泉徴収を要しないとされていますので、所得税は徴収しません。

なお、基準額は年金受給権者の年齢（65歳以上か65歳未満か）等によって異なります。

【ご注意ください！】

課税対象となる年金は、老齢厚生年金のほか退職共済年金、経過的職域加算額（退職共済年金）、退職年金（退職等年金給付）、旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金があります。

※障害・遺族の年金は所得税の課税対象ではありません。

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

本事業団より毎年9月頃に翌年に所得税の源泉徴収の対象となることが見込まれる年金受給権者宛に送付します。

人的控除（受給権者本人の寡婦又はひとり親控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除など）を受けようとする場合は、期限内に提出してください。

※令和2年からは「扶養親族等申告書」を提出しなくても基礎的控除のみ受けられるようになりました。人的控除を希望する場合は、不備なく「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。

【ご注意ください！】

- ・扶養している親族がいない場合でも、「扶養親族等申告書」を提出することによって、本人分の控除（寡婦又はひとり親控除、障害者控除）を受けられます。
- ・本事業団から支給する年金額が、源泉徴収の対象となる支給年金額を下回る場合は、「扶養親族等申告書」は送付しません。
- ・障害・遺族の年金は、所得税の課税対象外であるため、「扶養親族等申告書」は送付しません。

復興特別所得税の徴収

平成25年1月より所得税に加えて復興特別所得税を併せて徴収することになりました。

これは平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づくものです。

税額については源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額となります。

支給期ごとの徴収税額の計算

徴収税額は、支給年金額、基礎的控除額等の条件を基礎として計算します。

徴収税額の計算方法	
扶養親族等申告書を提出した人	{支給年金額 ÷ 12 - (基礎的控除額 (注1) + 人的控除額)} × 5.105% (注2, 3) × 支給対象月数
扶養親族等申告書を提出しない人	{支給年金額 ÷ 12 - (基礎的控除額 (注1))} × 5.105% (注2, 3) × 支給対象月数

(注1) 繰上げ支給 (P.25 参照) を受けている人及び 65 歳以上の人にかかる控除額は、47,500 円減額されます。

(注2) 税率 5% × 102.1%^{*} = 5.105% ※復興特別所得税

(注3) (支給年金月額 - 控除額) > 162,500 円となる場合、162,500 円を超えた部分については 10.21% となります。

源泉徴収票の送付

前年中に年金の支給のあった人には、共済だよりと一緒に毎年 1 月中旬に源泉徴収票をお送りします。源泉徴収票は確定申告をする際にお使いください。ただし、**障害や遺族**を給付事由とする年金は所得税法等で「非課税」とされるので、源泉徴収票は作成していません。

源泉徴収票の扶養親族等の内容については、前年分の「扶養親族等申告書」の内容を表示しています。「扶養親族等申告書」の送付対象外の人や「扶養親族等申告書」の提出がなかった場合は、扶養親族等の内容の記載はありません。

なお、国内に居住していない人には送付していませんので、必要な場合にはご連絡ください。

所得税の確定申告

確定申告を行う必要のある人は次のとおりとなっています。

確定申告が必要となる人

- ・ 源泉徴収対象となる公的年金等の収入金額が年間 400 万円を超える人
- ・ 公的年金等以外の所得（給与所得等）が年間 20 万円を超える人
- ・ 外国において支払われる公的年金等がある人

ただし、上記に該当せず、確定申告を行う必要がないとされた人であっても、生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などにより、所得税の還付が受けられる人については、確定申告が必要となります。

確定申告については、毎年 2 月 16 日～3 月 15 日の間に所轄の税務署で受け付けています。

確定申告の具体的な手続きについては、税務署にご確認ください。

(2) 社会保険料の特別徴収について

次に該当する人は介護保険料、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の保険料が特別徴収されます。対象となる年齢と年金額等は次のとおりです。本事業団が支払う年金から特別徴収される人には「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」（P.5 参照）に特別徴収の保険料を記載します。

特別徴収の額等については、各市区町村へお問い合わせください。

社会保険料の特別徴収の対象になる人

- ・ 65 歳以上の人
 - ・ 特別徴収の対象となる年金の支給額が年額 18 万円以上の人
 - ・ 介護保険料と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の保険料をあわせた額が支給年金額の 2 分の 1 を超えない人
- ※ 2 分の 1 を超えた場合は介護保険料のみを特別徴収し、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の保険料は、市区町村において普通徴収（納付書や口座振替で納付）されます。
- ・ 市区町村から特別徴収の依頼があった人

以上 4 点すべてにあてはまる人が本事業団が支払う年金から特別徴収されます。

本事業団から支給される特別徴収の対象となる年金

旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害厚生年金、障害共済年金、障害年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金

複数の年金を受給している人の特別徴収

複数の制度の年金を受給している場合、次の順で特別徴収されます。

- ①国民年金 ②厚生年金保険（日本年金機構が支払う年金） ③船員保険
④国家公務員共済組合 ⑤農林漁業団体職員共済組合 ⑥私学事業団 ⑦地方公務員等共済組合

(3) 住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収の対象となる人や年金の種類は以下のとおりです。本事業団が支払う年金から特別徴収される人には「年金振込通知書（年金送金のお知らせ）」（P.5 参照）に特別徴収の住民税額を記載します。

特別徴収の額等については、各市区町村へお問い合わせください。

住民税の特別徴収の対象になる人

- ・ 介護保険料が年金から特別徴収されている人
- ・ 市区町村から特別徴収の依頼があった人

以上 2 点すべてにあてはまる人が本事業団が支払う年金から特別徴収されます。

本事業団から支給される特別徴収の対象となる年金

旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金

5. こんなときはお届けを

01

氏名、年金の受取金融機関、又は住所を変更するとき

共

氏名を変更する場合

「年金受給権者 受取機関・氏名変更届 氏名変更理由届」に変更後の氏名を記入のうえ、変更後の戸籍抄本又は住民票、年金証書（変更前の氏名のもの）を添付してください。

※戸籍等の代わりにマイナンバー（個人番号）を記載した場合は、さらに本人確認書類が必要となります。

例：運転免許証やマイナンバーカードの両面コピー

※戸籍謄本、住民票等の原本については、原本返却の申し出があった場合、本事業団で写しをとらせていただいたうえでお返しします（年金請求等に用いることを目的として交付されたものは除きます）。

原本返却をご希望の場合は、任意の用紙にその旨を記入、署名をし、切手を貼付した返信用封筒とあわせて届書に同封してください。

※複数の年金を受ける権利を持つ場合、本事業団、日本年金機構、又は共済組合など、いずれか1か所に届書を提出することにより、すべての実施機関の年金の手続きが可能となります。

※遺族の年金受給権者は戸籍の原本（改姓の理由が分かるもの）の提出が必要です。マイナンバー（個人番号）および身元確認書類では代替出来ません。

【ご注意ください！】

氏名変更に伴い、現在登録されている金融機関の口座名義も変更します。現在の登録と異なる金融機関に変更をご希望の場合は、別途受取金融機関の変更も行う必要があります。

受取金融機関を変更する場合

「年金受給権者 受取機関・氏名変更届 氏名変更理由届」に必要事項を記入のうえ、**口座が確認できる通帳の写し（口座名義（カナ部分）、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号がわかる部分）**を添付するか、「年金受給権者 受取機関・氏名変更届 氏名変更理由届」に変更後の金融機関の証明を受けてください。

受取金融機関をマイナポータルに登録済の口座（公金受取口座）とする場合には、添付書類及び金融機関等による口座証明は不要ですが、届書にマイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の添付が必要です。また、公金受取口座を変更する場合には、支給日の前々月10日以降に公金受取口座を変更した場合には、変更前の口座に振り込みます。

※他実施機関において受給している平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金（国民年金や、共済法による年金は含まれません）についても変更を希望する場合、本事業団へ届書を提出することにより、併せて手続きが可能となります。

【ご注意ください！】

届書の手続きと送金の手続きが前後することがあります。この場合、変更前の口座に振り込まれることがありますので、変更後の口座に入金されるのを確認するまで変更前の口座は解約しないでください。

住所を変更する場合

住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」といいます）の情報により住所変更が確認できた場合は、本事業団へ届出書の提出は原則不要ですが、変更後の住所を確認し登録するまでに3～4か月程度かかります。登録までの間は旧住所宛に郵便物を送付することとなりますので、最寄りの郵便局で転居・転送サービスの手続きを行ってください。早急に新しい住所を登録されたい場合は「年金受給権者 住所変更届」を提出してください。

※加入者又は任意継続加入者である場合、別途加入者又は任意継続加入者の住所変更の手続きが必要です。

本事業団における年金記録に登録されている情報（氏名・性別・生年月日・住所）と、住基ネット上の本人確認情報が一致しない場合、住基ネットにて確認がとれない場合があります。その場合は、確認資料としてマイナンバー（個人番号）記載の住民票の添付およびマイナンバー（個人番号）の記載をお願いします。

02

年金証書の紛失又は汚損による再交付を受けたいとき

共

再交付を受けたいときは必要書類を送付しますので、本事業団まで連絡してください。

再交付理由が汚損の場合は、汚損した年金証書を添付してください。

※他実施機関についても再交付を希望する場合、併せて手続きが可能となります。

【ご注意ください！】

再交付の申請は、ご本人以外行うことができません。また、一つの年金の証書を複数枚発行することはできません。担保設定中の人も発行できません。

03

年金受給権者が死亡したとき 遺族厚生年金の受給権者が養子縁組、結婚したとき

共

死亡に関する手続き

年金受給権者が死亡したときは、年金受給権がなくなります。

本事業団まで速やかに連絡してください。

お電話にてご家族の状況等を確認し、「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」「遺族厚生年金請求書」等を送付します。

※遺族給付については、P. 34 を参照してください。

※添付書類の原本返却の取扱いについては、P. 10 「氏名を変更する場合」を参照してください。

未支給年金の請求

年金は、受給権が生じた日の属する月の翌月から受給権が失権（消滅）した日（死亡した日）の属する月分まで支給されますが、年金受給権者が死亡した場合に、その人が支給を受けることができなかったものを未支給年金といいます。

未支給年金を請求できる人の範囲と順位

生計を同じくしていた三親等内の親族で、次ページの順となります。

- 1) 配偶者
- 2) 子
- 3) 父母
- 4) 孫
- 5) 祖父母
- 6) 兄弟姉妹
- 7) その他 1) ～ 6) 以外の三親等内の親族*

※ 1) ～ 6) 以外の三親等内の親族

一親等	子の配偶者・配偶者の父母
二親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
三親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

配偶者の前婚における子等、上記以外の民法上における三親等内の親族も含む。

注) 未支給年金を受けるべき同順位者が2人以上いる場合、そのうち1名が代表して請求してください。代表者1人に支給することで、全員に対して支給したものとみなします。

未支給年金等の請求先

複数の年金を受ける権利を持つ人がお亡くなりになった場合には、本事業団、日本年金機構又は共済組合等、いずれか1か所に請求書を提出することにより、すべての実施機関の年金の手続きが可能となります（国民年金と共済年金のみの場合は、日本年金機構及び共済組合等（1か所）のそれぞれに手続きが必要です）。

遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金は、受給権者の死亡以外にも以下の事由に該当すると年金受給権がなくなります。該当する場合は、本事業団までご連絡ください。

- 1) **婚姻したとき（事実上の婚姻関係を含む）**
- 2) 直系血族、直系姻族以外の人の養子となったとき（事実上の養子縁組関係を含む）
- 3) 死亡した被保険者又は被保険者であった人との親族関係が、離縁（養子縁組の解消）により終了したとき
- 4) 子、孫が次の（1）又は（2）に該当した場合
 - （1）18歳の年度末（障害の状態（障害等級1級又は2級）にある場合は20歳）に達したとき（この場合、本事業団から年金の失権を通知しますので、ご連絡は不要です）
 - （2）障害等級1級・2級の障害状態に該当しなくなったとき（18歳の年度末までの間であるときを除く）
- 5) 受給権を取得した当時30歳未満である妻が次の（1）又は（2）に該当した場合
 - （1）遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有しない場合は、受給権を取得した日から5年経過したとき
 - （2）30歳に到達する前に遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、その遺族基礎年金の受給権が消滅した日から5年経過したとき
- 6) 父母、孫又は祖父母が遺族厚生年金を受給している場合で、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したとき

年金である給付は、「一人一年金の原則」があります。これは、老齢（退職）や障害又は遺族といった給付事由の異なる年金の受給権を2つ以上取得した場合は、原則としていずれかひとつを受給し、他方の年金は支給が停止されるというものです。

例えば、老齢厚生年金（老齢（退職）を事由とする年金）と障害厚生年金（障害を事由とする年金）は給付事由が異なるため、いずれか一方を選択して受給しなくてはなりません。

年金額の改定等で金額の増減が生じた場合、選択方法を変更した方が有利になることがあります。その場合は、将来に向かって選択方法を変更することが可能です。

年金受給権者が65歳以上の場合、給付事由が異なる年金であっても、次の年金は例外的に併せて受給することができます。ただし、この場合は老齢基礎年金が支給停止になります。

- ・老齢厚生年金と障害基礎年金
- ・遺族厚生年金と障害基礎年金

なお、老齢厚生年金と障害基礎年金を受ける場合、老齢厚生年金に加算されている子にかかる加給年金額は支給停止となり、遺族厚生年金と障害基礎年金を受ける場合は、遺族厚生年金に加算されている経過的寡婦加算額は支給停止となります。

※ 65歳以上の遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整の仕組みについては、P. 35 - 31を参照してください。

老齢厚生年金の加給年金額

老齢（退職）の年金の受給権者が次のいずれかの要件に該当した時点で、受給権者と生計維持関係のある（※）65歳未満の配偶者（事実婚を含む）又は18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満であり1級又は2級の障害の状態にある子がいる場合、加給年金額が加算されます。

- ・年金の算定期間が20年以上（国民年金は除く）であって、65歳に達したとき
- ・65歳に達している人で、退職、在職定時改定（P. 27 - 20参照）又は70歳に伴う改定により、はじめて年金の算定期間が20年以上（国民年金は除く）になったとき

手続きについては、私学の加入期間のみで20年以上ある場合（昭和29年10月2日以後に生まれた人は私学の加入期間が一定以上ある場合）、案内を送付しますので確認してください。

なお、厚生年金保険（一般、国共済、地共済、私学共済）を合算して20年以上となる場合は、加入期間が最も長い実施機関に届け出をすることになります。

障害厚生年金の加給年金額

障害等級が1級又は2級である障害厚生年金の受給権者となった時点で、受給権者と生計維持関係のある（※）65歳未満の配偶者（事実婚を含む）がいる場合には、加給年金額が加算されます。

障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者となったあとに、結婚や配偶者の収入減等により加給年金の対象者が生じた場合は、その時点から加給年金額が加算されます。届け出が必要になりますのでご連絡ください。

※生計維持関係があるとは

年金受給権者と生計をともにし、かつ年間収入が850万円未満又は年間所得が655万5,000円未満である場合に認められます。

06

加給年金額の支給停止・失権

老 障

加給年金額の支給停止

老齢厚生年金又は障害厚生年金の加給年金額は、次の①～③いずれかに該当する場合は支給停止されます。

該当する場合は、速やかに本事業団まで連絡してください。連絡が遅れると過払いとなってしまいますので、ご注意ください。

- ①加給年金額対象者である配偶者が、算定期間が20年以上（加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や、特例により20年とみなされる場合を含みます）である**老齢・退職を事由とする年金の受給権を有しているとき**。
- ②加給年金額対象者である配偶者が、**障害を事由とする年金の支給を受けるとき**。
- ③65歳以上の老齢厚生年金の受給権者が、子に対する加算がされた障害基礎年金の支給を受けるときは、その子にかかる老齢厚生年金の加給年金額は支給停止となります。

加給年金額の失権

加給年金額の主な失権事由には次のものがあります。①～③に該当した場合は速やかに本事業団まで連絡してください。連絡が遅れると過払いとなってしまいますので、ご注意ください。

- ①加給年金額対象者が死亡したとき
- ②年金受給権者によって加給年金額対象者が生計を維持されなくなったとき（収入超過等）
- ③年金受給権者が加給年金額対象者と離婚又は婚姻の取り消しをしたとき
- ④加給年金額対象者である配偶者が65歳に達したとき
・加給年金額対象者であった配偶者の老齢基礎年金には、振替加算が加算される場合があります。
- ⑤加給年金額対象者である子が18歳の年度末に達したとき
- ⑥1級又は2級の障害状態にある加給年金額対象者である子が20歳に達したとき

現況届の提出が必要な人には、誕生日の前月に現況届を送付します。必要事項を記入し、期限までに提出してください。提出が遅れると、提出するまでの間、年金の全額又は一部を差し止めることになります。

現況届には以下の2種類があります。

年金受給権者の生存確認のための現況届

年金受給権者の生存確認は住基ネットにより行っていますが、以下の人については住基ネットによる確認ができないため、現況届を送付します。

- ・海外に居住している人
- ・本事業団の年金記録に登録されている情報（氏名・性別・生年月日・住所）と住基ネット上の本人確認情報が一致しない等の理由により、マイナンバー（個人番号）が確認出来ない人

※現況届に同封する「個人番号報告書」で正しい番号を報告いただくことで、原則として翌年以降の現況届の提出が不要となります（海外居住者を除く）。

加給年金額の加算がある年金受給権者の現況届

加給年金額が加算されている年金受給権者は、加給年金額対象者との生計維持関係や親族関係に変更がないか等を確認するため、住基ネットで生存確認ができていても現況届を送付します。

なお、在職中などで支給年金額が停止となっている場合も提出が必要です。

年金受給権者が1か月以上所在不明となった際は、ご家族の方から本事業団まで速やかにご連絡いただきますよう、よろしくお願いします。

6. 支給が停止・調整されるとき

09

厚生年金保険の被保険者等であるとき

老

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である場合、年金の一部又は全部が支給停止になる場合があります。

就職、退職、給与変更等については、学校法人等からの報告及び各実施機関における情報交換により確認しますので、年金受給権者からの手続きは必要ありません。ただし、国会議員又は地方公共団体の議会の議員については届け出が必要となります。

なお、平成 27 年 10 月から被用者年金制度が一元化されたことにより、在職支給停止の計算方法が変更となっております。ここでは平成 27 年 10 月以降の計算方法について記載します。

厚生年金保険の被保険者等とは次の場合をいいます。

- ①一般厚年被保険者（第一号厚生年金被保険者）又は 70 歳以上で第一号厚生年金保険の適用事業所に勤務する人
- ②国共済厚年被保険者（第二号厚生年金被保険者）又は 70 歳以上で第二号厚生年金保険の適用事業所に勤務する人
- ③地共済厚年被保険者（第三号厚生年金被保険者）又は 70 歳以上で第三号厚生年金保険の適用事業所に勤務する人
- ④私学共済厚年被保険者（第四号厚生年金被保険者）又は 70 歳以上の教職員等
- ⑤国会議員又は地方公共団体の議会の議員

- ・基本月額：老齢厚生年金の月額（報酬比例部分の 12 分の 1）
- ・基本月額（合算）：2 つ以上の受給権がある場合、それぞれの年金の基本月額を合算したもの
- ・総報酬月額相当額：計算対象となる月の標準報酬月額 + その月以前 1 年間の標準賞与額 ÷ 12
- ・支給停止調整額（※）

令和 7 年 4 月時点

51 万円

<注>（※）の額は、物価や賃金などの動きによって毎年度見直され、改定されることがあります。

在職中である間の支給停止月額の計算の仕組み

- ① 基本月額（合算）と総報酬月額相当額の合計額が51万円（※）以下のとき

➡支給停止額（月額）＝0円（全額支給）

- ② 基本月額（合算）と総報酬月額相当額の合計額が51万円を超えるとき

➡支給停止額（月額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額（合算）－51万円）×1／2

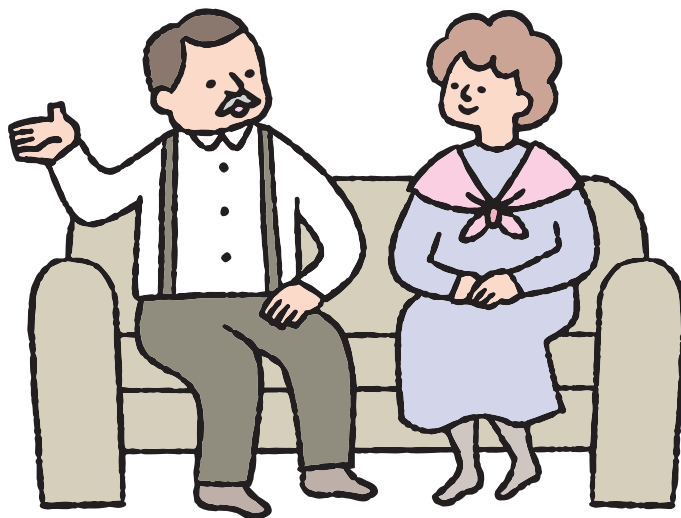
- ・経過の職域加算額（退職共済年金）は私学在職中の場合は全額支給停止、私学以外に在職中の場合は全額支給となります。
- ・加給年金額が加算される場合は基本月額の支給があるときに限り支給されます。
- ・経過の加算額及び繰下げ加算額については支給停止されません。

10

在職中の障害厚生年金の支給停止の仕組み

障

障害厚生年金には在職中の停止はありません。なお、経過の職域加算額（障害共済年金）は私学在職中の場合は全額支給停止、私学以外に在職中の場合は全額支給となります。



私学以外の勤務先を退職した場合は、各実施機関における情報交換により確認しますので、年金受給権者からの手続きは必要ありません。ただし、国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、届け出が必要となりますので本事業団まで連絡してください。

雇用保険法による基本手当又は高年齢雇用継続基本給付金もしくは高年齢再就職給付金を受給する場合は、老齢厚生年金（65歳未満に限ります）は支給停止の対象となります。

なお、65歳以上の老齢厚生年金（本来支給の老齢厚生年金）はこの支給停止の対象とはなりません。

基本手当の受給に伴う年金の支給停止

老齢厚生年金の受給権者が基本手当の申請（求職申し込み）をした場合の支給停止です。

・支給停止になる期間

求職申し込み日の属する月の翌月から基本手当の受給期間が経過した日の属する月までです。

・年金の支給停止の事後精算

基本手当の受給終了後に、各月に受けた基本手当の日数を30日ずつにまとめて事後精算します。

精算後に支給となる月数＝年金の支給停止となっていた月数－ $\frac{\text{基本手当受給日数}}{30}$

（1か月未満は切り上げて1か月とします）

【ご注意ください！】

「決定・改定・支給年金額変更通知書」の金額表示について

求職申し込みをした場合には、老齢厚生年金は求職申し込みの翌月から支給停止されますので、支給停止の処理結果については「決定・改定・支給年金額変更通知書」（P.2参照）でお知らせします。停止額（円）欄の金額表示については、支給停止額を**年額で表示**しています。なお、基本手当の受給終了や就職等により基本手当を受給しなくなった際には、支給停止を解除した「決定・改定・支給年金額変更通知書」を改めて送付します。

高年齢雇用継続基本給付金等の受給に伴う年金の支給停止

高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金と老齢厚生年金を同時に受給する場合の年金の支給停止です。

・支給停止の方法

在職支給の調整（P.16－09参照）に加えて、原則として標準報酬月額額の4%（※）が支給停止されます。

ただし、標準報酬月額や60歳時賃金の額により、支給停止額が標準報酬月額額の4%（※）未満になる場合もあります。

標準報酬月額が60歳時賃金の75%以上であるとき、標準報酬月額が支給限度額以上であるとき又は高年齢雇用継続基本給付金もしくは高年齢再就職給付金が支給されないときは、この支給停止は行われません。

※昭和40年4月1日以前生まれの者については、6%となります。

【ご注意ください！】

支給停止の割合や基準となる支給限度額等は変更されることがあります。

手続き

老齢厚生年金受給者の場合、原則手続きは不要です。

ただし、雇用保険被保険者番号を老齢厚生年金の請求時等に届け出ていない場合は、手続きが必要です。

また、求職申し込み後に基本手当の受給資格の取り消し（求職取り消し）や受給期間の延長をしたときは、速やかに本事業団まで連絡してください。

求職申し込みをする場合は、事前に基本手当の日額を計算してもらったうえで、すべての老齢厚生年金の合計額と比較するなど、十分に検討してから手続きをしてください。

13

給付が制限される時

共

故意や重大な過失などによって給付事由を生じさせた場合や、禁固以上の刑に処せられたり、公務員の懲戒に相当する事由により解雇されたりした場合は、それぞれの程度に応じて給付が制限されますので、本事業団まで連絡してください。

また、本事業団が給付の支給上必要と認める診断に正当な理由なく応じない場合も、給付を制限することがあります。



7. 年金の基本的事項

14 過去に受給した退職一時金とは

共

過去に退職一時金を受給した人が、老齢厚生年金もしくは障害厚生年金の支給を受ける権利を取得した場合、又は過去に退職一時金を受給した人が死亡し、その遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を取得した場合は、次の取扱いにしたがい過去に受給した**退職一時金の額に利子相当額を加えた額を返還していただく必要があります。**

退職一時金は、昭和 54 年 12 月 31 日までに加入者期間 1 年以上 20 年未満の人が退職した場合に適用され、通算退職年金を支給するために必要な財源（凍結額）を差し引いて支給された一時金給付です。

受給権者の選択権の行使によって、凍結額の控除をしないで退職一時金を全額受給することもできました（昭和 36 年 3 月 31 日までに退職した人については、凍結額の控除という取扱いはありませんでした）。

なお、昭和 36 年 12 月 31 日までに退職した人については、前記「1 年以上」ではなく「6 か月以上」で適用されました。

凍結額控除後の退職一時金を受給した期間の取扱い

退職一時金の基礎になった加入期間は老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金の算定対象期間になります。

退職一時金を全額受給した期間の取扱い

①老齢厚生年金又は遺族厚生年金の場合

加入期間	退職一時金の算定基礎期間の扱い	退職一時金の返還
私学共済の加入者期間が全部で 20 年以上	年金の算定対象期間となります	生じます
私学共済の加入者期間が全部で 20 年未満	年金の算定対象期間となりません	生じません

②障害厚生年金の場合

退職一時金の算定基礎期間である加入期間は、年金の算定対象期間となり、退職一時金の返還が生じます。

退職一時金の返還方法

退職一時金の返還方法には、次の2通りがあります。年金請求時にいずれかの返還方法を選択していただきます。返還方法を変更したい場合は本事業団までご相談ください。

- ①年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還額として順次控除する方法
- ②1年以内に返還が終わるように、一括又は分割して現金で払い込む方法

退職一時金の利子相当額の利率

退職一時金の返還が生じた場合は、退職一時金の支給を受けたときから年金の権利を取得したときまでの期間に応じ、退職一時金の額に利子相当額を加えた額を返還していただく必要があります。

※退職一時金の支給日の翌月から年金の受給権が生じた月までの期間で利子相当額を複利で計算します。利子相当額を計算するための各期間に応じた利率は次のとおりです。

期 間	利 率	期 間	利 率
～平成 13 年 3 月	5.5%	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月	2.6%
平成 13 年 4 月～平成 17 年 3 月	4.0%	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	1.7%
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	1.6%	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	2.0%
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	2.3%	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	2.4%
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	2.6%	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	2.8%
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月	3.0%	平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月	3.1%
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	3.2%	令和 2 年 4 月～令和 5 年 3 月	1.7%
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	1.8%	令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月	1.6%
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	1.9%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	4.3%
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	2.0%	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	4.0%
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	2.2%	令和 9 年 4 月～	3.8%

(令和7年4月時点の利率)



老齢給付

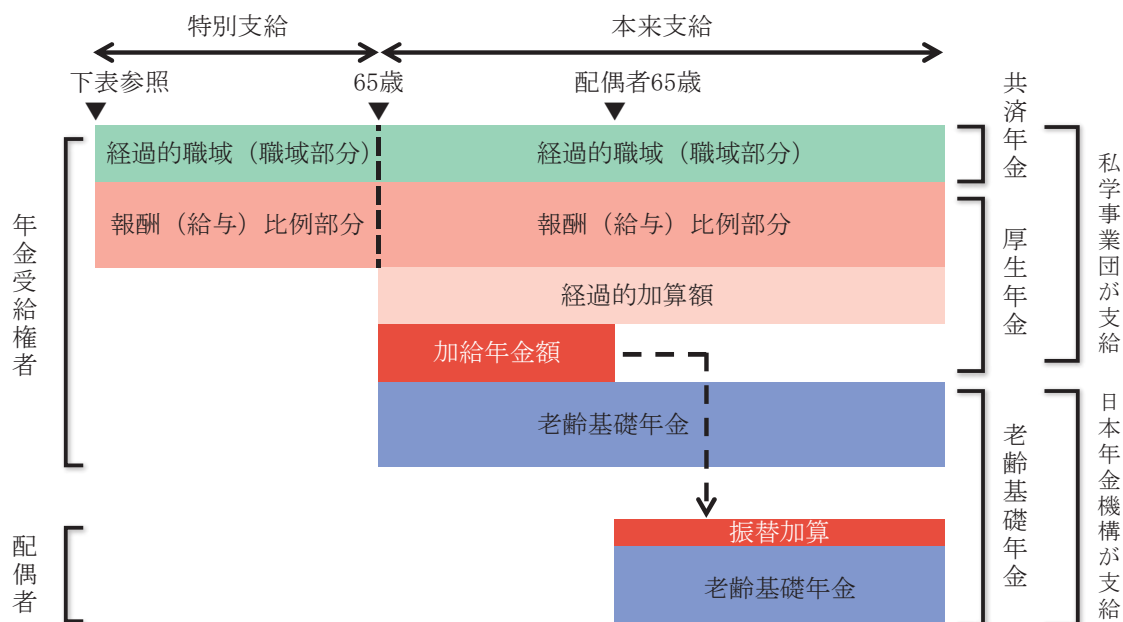
15 老齢給付の額の基本的な仕組み

老

年金の受給権発生時期により、決定する年金が異なります。

老齢・退職の年金の受給権発生時期	発生する年金
平成 27 年 10 月以降 (被用者年金制度一元化後)	報酬比例部分で構成される「老齢厚生年金」を支給。 なお、私学共済の加入期間が引き続き 1 年以上ある場合の平成 27 年 9 月以前の職域部分は、「経過的職域加算額 (共済年金)」として支給。
平成 27 年 9 月まで (被用者年金制度一元化前)	給与比例部分と職域部分とで構成される「退職共済年金」を支給。

●老齢給付の構成



老齢厚生年金は、一般厚生年金期間、国共済厚生年金期間、地共済厚生年金期間、私学共済厚生年金期間ごとに計算され、各々の機関より支給されます。

●65歳前の老齢厚生年金(特別支給)

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた人は、65 歳前に老齢厚生年金(特別支給)の受給権が発生します。

生年月日	支給開始年齢
昭和 29 年 10 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ	61 歳
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ	62 歳
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ	63 歳
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ	64 歳
昭和 36 年 4 月 2 日以後生まれ	特別支給は支給されません

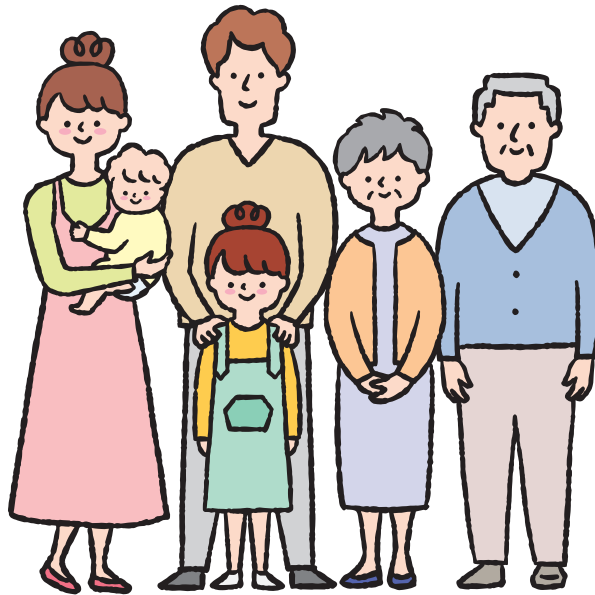
〈注〉表に掲載の生年月日は、基本的に一元化後に上記の支給開始年齢に到達したことにより、老齢厚生年金が発生する対象者を掲載しています。それ以前に生まれた人の場合は次ページをご参照ください。

65 歳からは国民年金の老齢基礎年金と老齢厚生年金(本来支給)が支給されます。

●老齢給付の支給開始年齢

生 年 月 日	特別支給の 支給開始年齢	定額部分の 支給開始年齢 *
昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれ	60 歳	
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日生まれ	60 歳	61 歳
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生まれ	60 歳	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生まれ	60 歳	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれ	60 歳	64 歳
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生まれ	60 歳	定額部分は支給され ません
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ	61 歳	
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ	62 歳	
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ	63 歳	
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ	64 歳	
昭和 36 年 4 月 2 日以後生まれ	特別支給は支給されません	

* 定額部分とは、昭和 24 年 4 月 1 日以前生まれの人に支給された特別支給の退職共済年金の一部で、老齢基礎年金相当の部分です。



65 歳前の老齢（退職）の年金の受給権者で、障害等級 1 ～ 3 級に該当する場合又は厚生年金・公務員共済・私学共済の各制度単独での年金の算定期間が 44 年以上ある場合は、特例として特別支給の老齢厚生年金の額に定額部分（P. 23 参照）が加算されます。**ただし、厚生年金被保険者であるときは、特例に該当しません。**

障害の特例に該当する人は本事業団まで連絡してください。また、老齢厚生年金の受給権発生時に厚生年金被保険者である人は、退職すると障害の特例に該当することとなりますので、退職の際に本事業団まで連絡してください。手続きの翌月から年金額が改定されます。（障害の年金受給者は、障害状態にあると判断されるときに遡って年金額が改定されます。）

なお、障害の特例に該当している人が、65 歳前に、障害等級 3 級に該当しない程度まで軽快した場合には、特例に該当しないこととなりますので、そのときは本事業団まで連絡してください。

44 年以上の長期私学在職にかかる特例については、加入記録により加算を行いますので手続きは不要です。

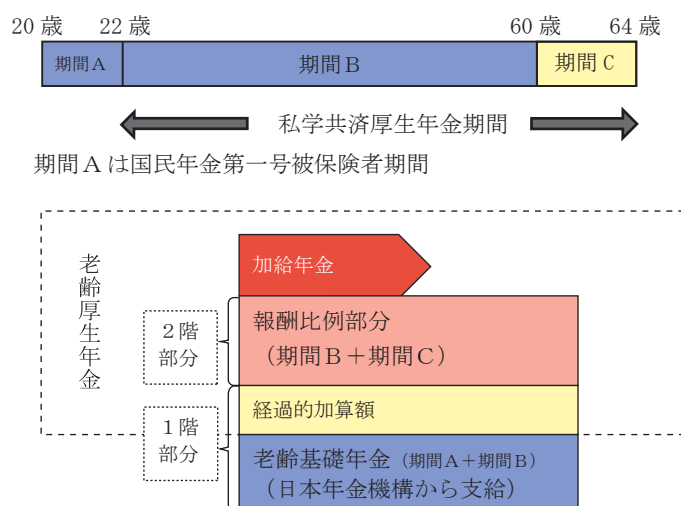
特別支給の年金は、受給権者が 65 歳になるとその権利は失権し、新たに本来支給の年金の受給権が発生します。また、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。

本来支給の年金額の構成

65 歳からの年金額は、報酬比例部分、経過の職域加算額その他、加入期間に比例して算定される額から**老齢基礎年金に相当する額を控除した後の差額としての経過的加算額で構成されます。**（P. 22 - 15 も併せて参照してください。）

また、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金は、下図のように 20 歳以上 60 歳未満の加入者期間が算定期間になります。

例：22 歳で私立学校へ就職して 64 歳で退職した場合



経過的加算額

本事業団が決定・支払をする老齢厚生年金（私学共済厚生年金被保険者期間（期間 B + 期間 C）のうち 20 歳～ 60 歳までの期間分（期間 B）の 1 階部分は、老齢基礎年金（国民年金）の算定期間となるため、当該老齢厚生年金においては、定額部分（期間 B + 期間 C の期間に比例して算定される額）から私学共済厚生年金被保険者期間にかかる老齢基礎年金相当分（老齢基礎年金 × 期間 B / 480 月）が控除されます。

ただし、20歳未満並びに60歳以後の私学共済厚生年金被保険者期間（期間C）は老齢基礎年金の算定期間とならないことなどから、定額部分と老齢基礎年金相当額との差額は、老齢厚生年金の「経過的加算額」として支給されます。

65歳からの本来支給の年金の手続きなど

65歳に到達する日の前月下旬に本事業団から送付する書類を提出してください。（「年齢に到達する日」が属する月の翌月分以降の年金に反映します。）

なお、本来支給の年金は、支給繰下げをすることができます。詳しくは、P.26 - 19をご参照ください。

「年齢に到達する日」について

「年齢に到達する日」とは、誕生日の前日です（年齢計算ニ関スル法律）

例1）5月1日が誕生日の場合・・・年齢に到達する日は4月30日

例2）5月2日が誕生日の場合・・・年齢に到達する日は5月1日

老齢基礎年金の手続き

老齢基礎年金を受給するには、別途手続きが必要となります。年金の決定及び支給は日本年金機構が行いますが、その請求書の提出先は受給権者の年金加入経歴によって下表のとおり異なります。

No.	年金制度の加入経歴等	老齢基礎年金裁定請求書の提出先
1	年金制度の加入経歴が私学共済のみの人	私学事業団 共済事業本部
2	私学共済以外の年金に加入したことがある人（No. 3に該当する場合を除く）	最寄りの年金事務所
3	日本年金機構から老齢厚生年金の決定を受けている人	日本年金機構（郵送）

また、老齢基礎年金は繰上げ支給（繰上期間により減額されます）や支給繰下げ（繰下期間により増額されます）といった制度もあります。

18 老齢・退職の年金を繰上げて受けている人の注意点

老

昭和28年4月2日以後生まれで、老齢厚生年金を本来の支給開始年齢（P.22参照（昭和36年4月2日以後に生まれた人は65歳））よりも早く、繰上げて請求した人は、次のような制約等があります。

- 繰上げ請求した場合の老齢厚生年金は一定の割合で減額になり、この減額率は生涯にわたり変わりません。

【繰上げ減額率】

昭和37年4月1日以前生まれの人…1か月あたり0.5%

昭和37年4月2日以後生まれの人…1か月あたり0.4%

- 老齢基礎年金（国民年金）も同時に繰上げ請求しなくてはなりません。また、厚生年金や他の共済組合の加入期間がある人は、それらの年金も同時に繰上げ請求しなくてはなりません。
- 厚生年金保険の被保険者等であるとき（P.16 - 09参照）は、標準報酬月額や標準賞与額により、年金額の全部又は一部が支給停止となります。
- 繰上げ請求をした後は、障害等級3級以上の者・加入期間44年以上の者の特例（P.24 - 16参照）が受けられないほか、障害厚生年金の受給権がある場合には障害等級の変更（P.32 - 24参照）等ができなくなることがあります。

本来支給の年金の受給開始を1年以上繰下げる（遅らせる）ことによって、将来、増額された年金を受けることができる制度です。

- ・本来支給の年金の受給権が平成19年4月1日以後に生じる人が対象になります。
- ・増額された年金を受給するには1年以上繰下げることが必要です。また、繰下げている間は年金の支給はありません。
- ・障害基礎年金以外の障害給付、又は遺族給付（以下、「障害給付等」といいます。）の受給権を有している人（※1）は支給繰下げをすることはできません。

※1 本来支給の年金の受給権を取得してから1年以内に障害給付等の受給権を取得した場合を含みます。また、1年を経過した後に障害給付等の受給権を取得した場合は、それ以降、繰下げることができなくなります。

- ・繰下げ加算額（年金の額に加算される額）は次のように計算します。

繰下げ加算額＝繰下げ対象額（※2）×0.7%×繰下げた月数（上限120月※3）

※2 繰下げ対象額とは、繰下げ待機期間中に支給繰下げをしなければ**受給できたであろう額**（加給年金額は除きます）をいいます。

在職中の場合は、**在職停止後の支給されたであろう額**が繰下げ対象額となります。

※3 本来支給の受給権発生日が平成29年3月31日までの人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）は、上限60月です。

支給繰下げ希望の手続き

65歳に到達する日（65歳の誕生日の前日）の前月下旬に本事業団から送付する書類にその旨を記入して提出してください。詳しくはその際に同封されるパンフレットを参照してください。

なお、支給繰下げは、他の実施機関の老齢厚生年金と一体的に行わなければなりません。一方のみ繰下げることではできませんので、ご注意ください（ただし、老齢基礎年金は、一体的な扱いから除かれます）。

また、私学に在職中の人で、一元化施行日（平成27年10月1日）より前に65歳に到達して本来支給の老齢・退職の年金を繰下げ希望していた人が、平成27年10月31日以降に退職した場合、平成27年10月以降の加入者期間は、新たに老齢厚生年金として決定します。

支給繰下げを請求するには、待機期間が1年以上必要ですので、退職により新たに発生した老齢厚生年金についても1年以上の待機期間が必要となります。この場合、繰下げ請求は、老齢厚生年金の待機期間が1年経過した以降に一体的に繰下げ請求することとなります。

したがって、老齢厚生年金の受給権が発生して繰下げ待機期間の上限年齢である75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳）到達まで1年未満である場合は、老齢厚生年金を繰下げすることはできませんので、退職の時点で受給を開始することとなります。

支給繰下げを希望した年金の支給を実際に受けようとする際の請求手続き

繰下げ申出（請求）する際には、受給開始を希望される時期が近づきましたら、本事業団まで連絡してください。「老齢 基礎厚生 年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（様式 235-1 号）」を送付しますので、受給開始を希望する月の前月に提出してください。提出した月の翌月が支給開始対象月と

となります。遡って受給を開始することはできません。また、実際に振込ができるまでは、請求書の処理の都合上、お時間を要する場合があります。

なお、本事業団以外の実施機関の老齢厚生年金の受給権がある場合、支給繰下げ請求は、他の実施機関でも必ず同時に行うことになります。この場合、本事業団に請求書を提出することにより、他の実施機関の老齢厚生年金も受給開始となります（ワンストップサービス）が、ワンストップサービスに伴う情報交換等の処理の都合上、通常の処理期間に加えて、さらにお時間を要する場合があります。

繰下げ申出（請求）の例

（例）繰下げた年金を4月分から受取たい場合

3月中に、「老齢 基礎厚生 年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（様式 235-1 号）」を提出してください。

4月分の年金は、6月15日（土・日曜日、休日の場合はその直前の平日）支給となります。

20

年金の算定期間を改定するとき

老

私学共済の老齢厚生年金の受給権者が私学に在職中（第4号厚生年金被保険者）の場合、受給権発生月以降の被保険者期間を年金額の算定基礎に反映するタイミングは、次のとおりです。

退職したとき

学校法人等から提出される「資格喪失報告書」に基づき、退職後の年金額を改定します（手続きは必要ありません）。

65歳に到達したとき

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳になったとき（P.24 - 17参照）、65歳前までの被保険者期間を算定基礎として年金額を決定・改定します（本事業団から送付する書類を提出してください）。

毎年9月1日（65歳以上に限ります）

…令和4年4月1日施行

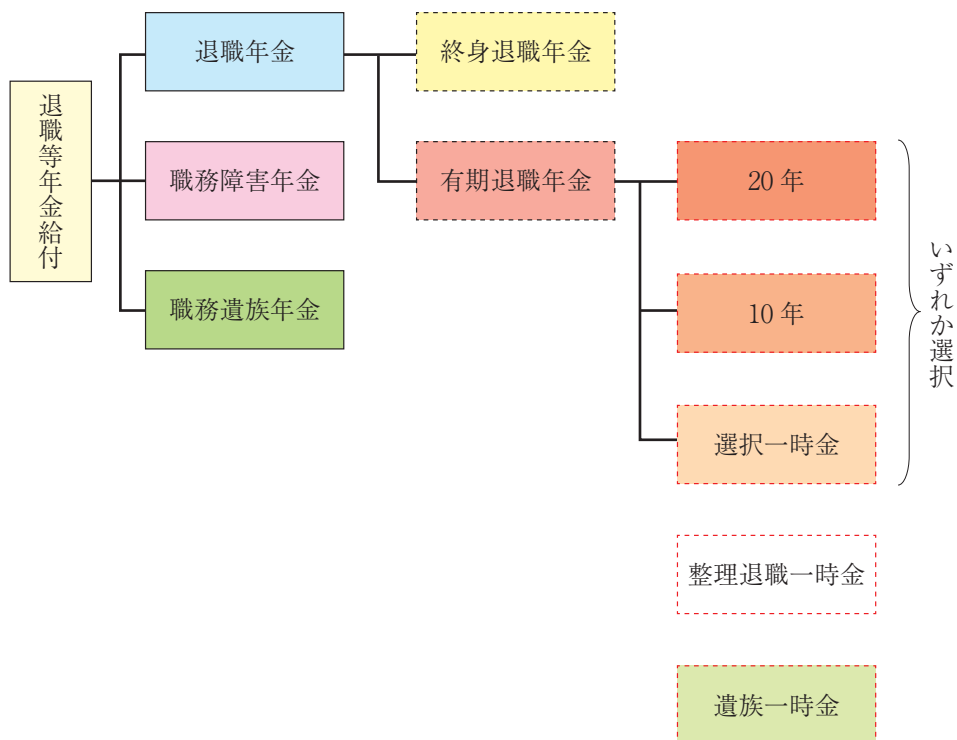
65歳以上で在職中の場合、毎年9月1日において被保険者である受給権者については、在職中であっても（退職を待たずに）、毎年10月にそれまでの被保険者期間を算定基礎として年金額を改定します（「在職定時改定」といい、受給権者本人の手続きは必要ありません）。

70歳に到達したとき

70歳以降引き続き学校法人等に勤務する場合であっても、70歳になったことにより厚生年金の被保険者としては資格を喪失します（退職とみなします）ので、70歳前までの被保険者期間を算定基礎として年金額を改定します（手続きは必要ありません）。

なお、70歳以降も引き続き在職している場合、年金は標準報酬の金額等により支給停止となります。その仕組みについては、P.16 - 09を参照してください。

退職等年金給付は平成 27 年 10 月以降の加入者期間が引き続き 1 年以上ある場合の給付で、次の給付があります。



退職年金は、生涯にわたって支給される終身退職年金と、一定期間支給される有期退職年金に分かれています。有期退職年金の支給期間については、20 年を原則としますが、本人の申し出により 10 年を選択することも、年金に替えて一時金（選択一時金）を選択することもできます。

注） 10 年又は選択一時金での受給方法の申し出は、給付事由が発生した時点から 6 か月以内に行う必要があります。

本人が死亡した場合は、有期退職年金の未支給期間分が遺族に一時金として支給されます。

（1）支給の要件

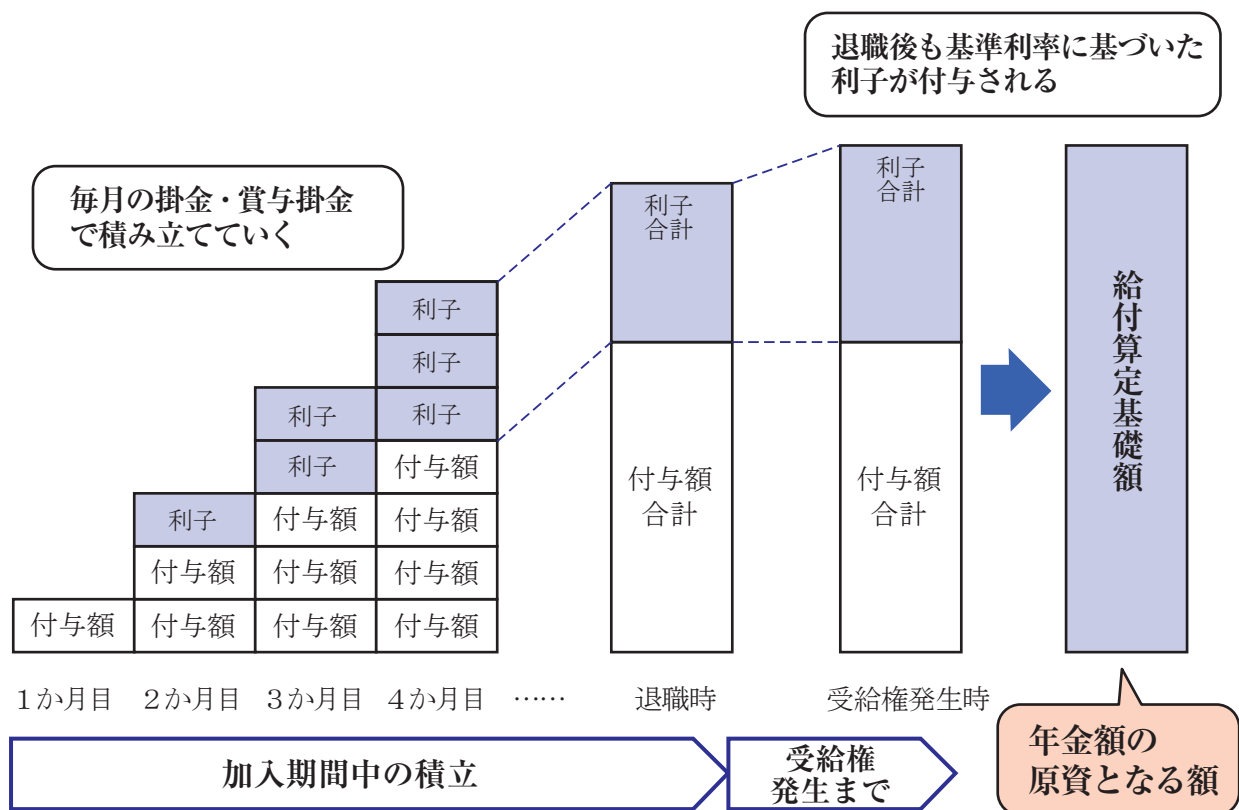
次のいずれの要件も満たしているときに支給されます。

- ▶ 1 年以上の引き続き加入者期間を有すること（※ 1）
- ▶ 65 歳以上であること（※ 2）
- ▶ 退職していること（70 歳みなし退職を含みます）

（※ 1）「1 年以上の引き続き加入者期間」とは、一元化後の加入者期間だけではなく、平成 27 年 10 月 1 日に引き続き一元化前の加入者期間も対象となります。

（※ 2）本人の申し出により、60 歳から繰上げることも 75 歳（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた人は 70 歳）まで繰下げることができます。

(2) 積み立て方式と給付算定基礎額（下図参照）



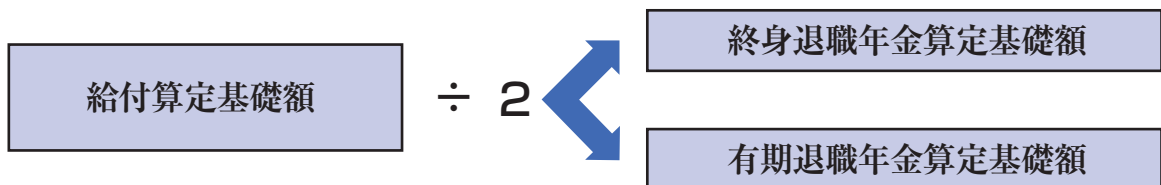
(3) 支給形態

【終身退職年金】

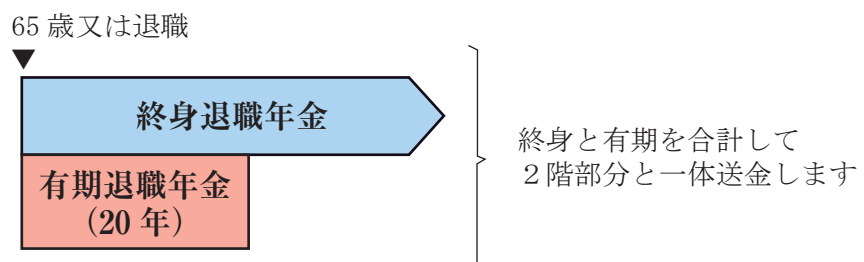
給付算定基礎額の半分を原資として、終身退職年金を生涯受給することになります。

【有期退職年金】

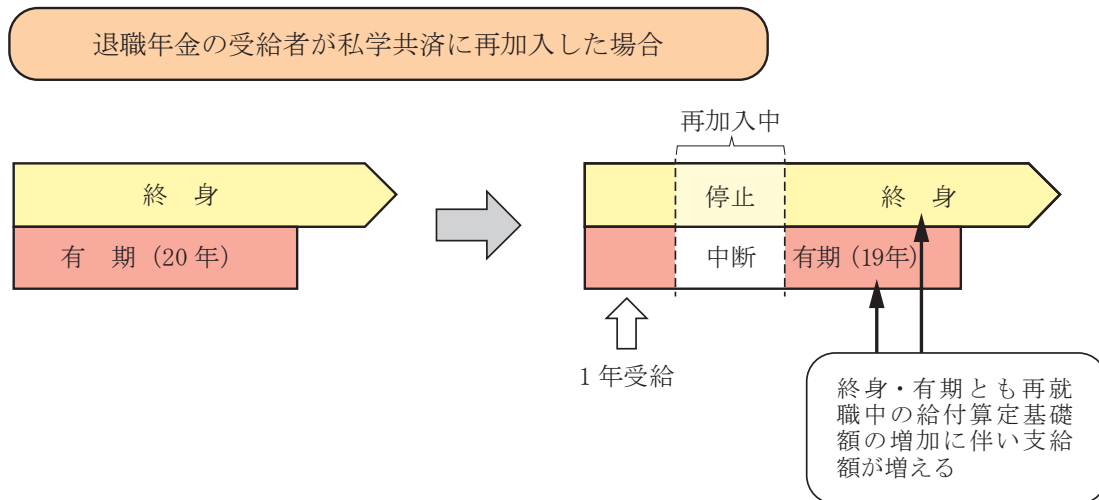
給付算定基礎額の半分を原資として、有期退職年金を原則として支給期間 20 年で受給することになります。



【受給のイメージ】



- ▶退職年金の受給権者が、私学共済に再加入した場合は、終身退職年金については支給が「停止」され、有期退職年金については支給が「中断」となります。その後再退職した場合は、再度請求書を提出していただき、再加入中の付与額と利子の合計額を再加入前の給付算定基礎額に加えた合計額に基づき年金額を改定します。なお、有期退職年金は、再加入前に受給した月数を除いた残月数をもって、支給が再開されます。



※有期退職年金をすでに選択一時金として受給済みの場合は、再退職した時点で、再度受給方法を選択していただくことになります。

(4) 請求手続き

退職（70歳みなし退職を含む）や退職後に65歳に到達したことが本事業団で確認できた時点で、請求書等を年金受給権者の自宅宛に送ります。

請求書に学校法人等の証明は要りません。

障害給付

22

障害給付の基本的な仕組み

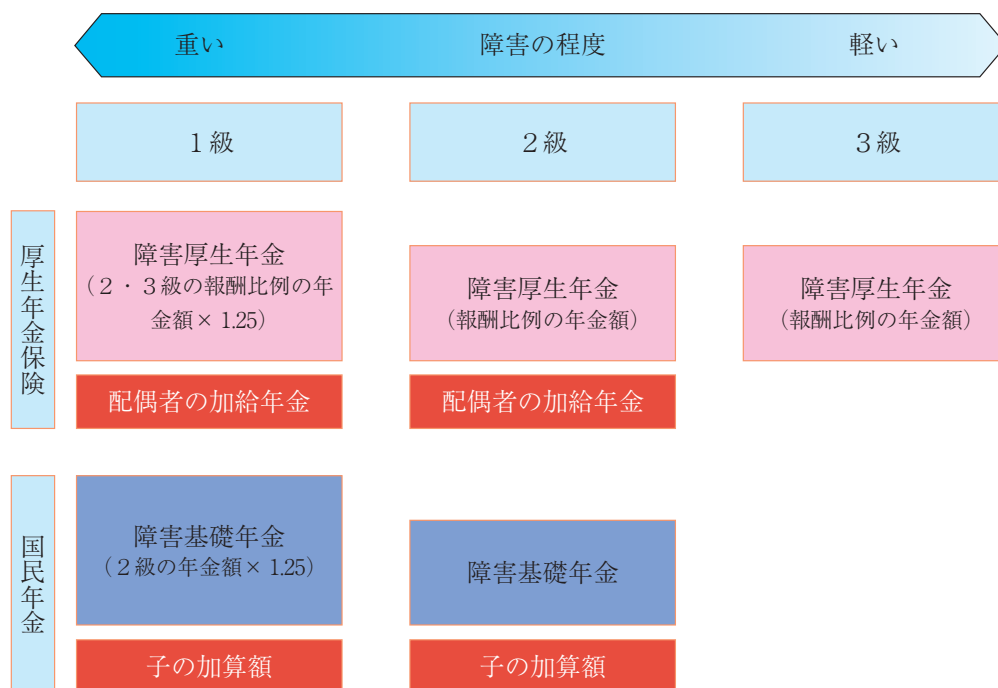
障

障害になった原因（職務上であるか職務外であるか）や、その障害の程度（障害等級）によって計算方法が異なります。

障害厚生年金の額は、障害認定日（初診日から1年6か月経過した時点又は症状固定日のいずれか早い日）の属する月までの被保険者期間により算定しますが、この被保険者期間が300月（25年）未満のときは300月として算定します。

また、障害等級1級又は2級に該当する場合は、原則として日本年金機構から障害基礎年金が支給され、一定の要件を備えていると、障害厚生年金に加給年金額（P.13 - 05 参照）が加算されます。

*職務上とは、職務上災害又は通勤災害により障害の状態になった場合をいいます。障害の原因が職務上である場合は、労働基準法の障害補償等との調整があります。詳しくはP.33 - 29 を参照してください。



〔経過的職域加算額（障害共済年金）〕

平成27年9月30日までの私学共済制度の加入期間中に初診日がある場合、平成27年9月までの第四号厚生年金被保険者期間（加入者期間）をもとに経過的職域加算額（障害共済年金）を決定します。

年金額の計算の対象となる期間は障害認定日の属する月まで（障害認定日が平成27年10月1日以降の時は平成27年9月まで）ですが、300月（25年）未満のときは、300月として計算します。

23

障害基礎年金の決定・支払いについて

障

障害等級1級又は2級に該当した人は、原則として日本年金機構から障害基礎年金が支給されることとなります。本事業団で障害の年金を決定した後に請求書類などを日本年金機構に回付します。日本年金機構にて本事業団から回付された請求書類などを審査したうえで、障害基礎年金が決定されます。なお、18歳到達年度の末日までの子又は20歳未満で障害等級1・2級の状態にあり生計維持関係にある子がいる場合、子の加算額が加算されます。

24

障害程度の再認定

障

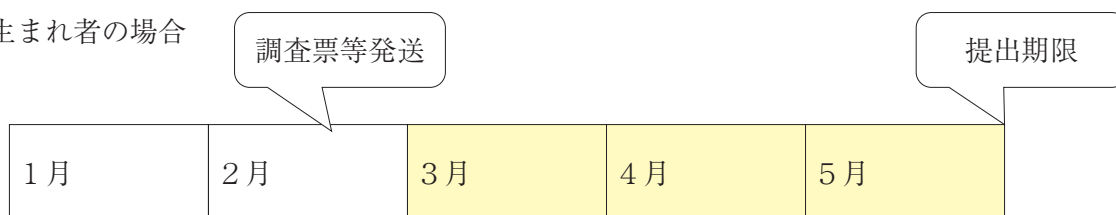
障害厚生年金の受給権者は、障害の状態の現況を確認するため、定期的に再認定を行います。障害程度の再認定が必要な人には、誕生月の3か月前に調査票等を送付しますので、誕生月以前3か月以内の現症の診断書を期日までに提出してください。

再認定の結果は、調査票等を提出してから1か月半～2か月ほどでお知らせします。

期日までに提出がない場合、支給を保留しますので注意してください。

事 例

5月生まれ者の場合



25

障害等級の変更

障

障害厚生年金の障害の程度が増進又は軽快したときは、年金額を改定します。

障害の程度が増進したときは、本事業団まで連絡してください。

なお、増進改定については障害の状態により請求できる時期が定められています。

また、障害等級3級に該当する受給権者は、65歳到達以降（65歳到達時において、過去の等級変更により障害等級1級又は2級に該当しなくなってから3年経過していないときは3年経過したとき以降）は増進改定の請求をすることができません。

26

障害の状態が軽快した場合の支給停止等

障

障害厚生年金の受給権者の障害の状態が、障害等級3級に該当しない程度まで軽快した場合（以下、「障害不該当」といいます。）には、障害厚生年金は支給停止となります。

また、その後障害不該当のまま65歳に到達したとき（65歳到達時において、障害不該当により支給停止となってから3年経過していないときは3年経過したとき）は、障害厚生年金は失権します。

27 2つ以上の障害の状態になったとき

障

1級又は2級の障害厚生年金を受けている人（受けたことがある人を含む）が、さらに別の病気やけがにより障害の状態となったとき、併せて障害の程度を認定することができます。

3級の障害厚生年金を受けている人が、さらに別の障害になった場合に、前後の傷病を併せて2級以上の障害厚生年金を受けることができるのは、後発傷病の初診日が被保険者期間中であり、保険料納付要件を満たしている場合に限られます。

28 老齢・退職の年金における障害の特例

老

障害等級3級以上に該当する障害状態の人は特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生するときに障害の特例に該当する可能性があります。詳しくは、P.24 - 16を参照してください。

29 労働基準法の障害（遺族）補償等を受けられるようになったとき

障 遺

障害（遺族）の年金の受給権者が、労働基準法による障害（遺族）補償を受けられるときは6年間、障害（遺族）の年金が支給停止されます。

労働者災害補償保険法による障害（遺族）補償年金や傷病補償年金（遺族年金）が支給される時はその間、障害（遺族）の年金の額の一部（経過的職域加算額）が支給停止されます。

これらの給付を受給する場合や、受給することができなくなったときは、速やかに本事業団まで連絡してください。



遺族給付

30

遺族給付の基本的な仕組み

遺

遺族の範囲と順位

遺族の年金は下記の【受給要件】に該当した場合に、死亡した人によって生計を維持されていた年間収入 850 万円未満（又は年間所得 655 万 5,000 円未満）の配偶者、子、父母、孫、又は祖父母に支給されます。

※子、孫については、18 歳到達年度の末日までの間にあるか、20 歳未満で 1・2 級の障害のある人で、かつ、婚姻していない人に限られます。

※夫、父母、祖父母については 55 歳以上の人に限られ、60 歳に達するまでは支給停止されます。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金の支給停止はありません。

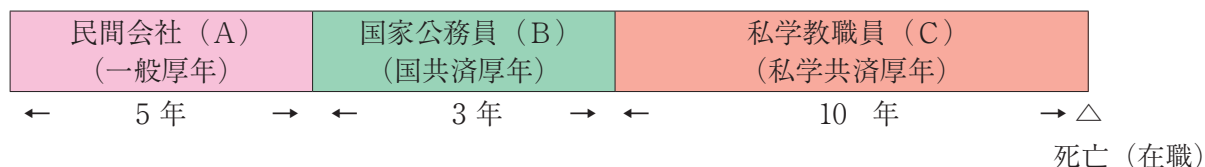
受給要件

要件	内容
短期要件	①被保険者が死亡したとき ②被保険者期間中に初診日がある傷病で初診の日から 5 年以内に死亡したとき ③ 1 級・2 級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき ※①、②については、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間の合算した期間が 2 / 3 以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和 8 年 4 月 1 日前にある場合は、死亡日の前日において、その死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納期間がない場合も納付要件を満たしていることになります。 ※被保険者期間が 300 月未満のときは 300 月として年金額を算定します。
長期要件	④受給資格期間が 25 年以上である老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は受給資格期間が 25 年以上である人が死亡したとき ※実際の被保険者期間で年金額を算定します。 ※受給資格期間が 10 年に短縮される法律改正は適用されません。

短期要件と長期要件

遺族厚生年金では、上記【受給要件】の①～③に該当したときは短期要件の遺族厚生年金、【受給要件】の④に該当したときは長期要件の遺族厚生年金といい、年金額の計算や請求先、支払機関などで扱いが異なっています。

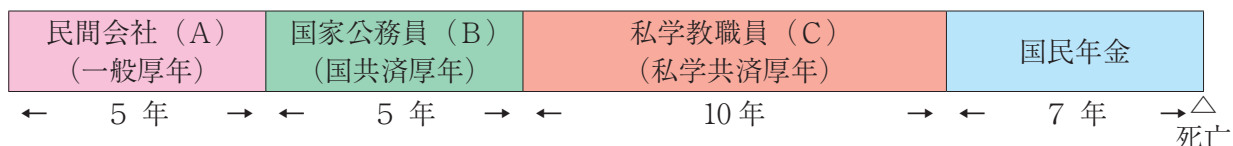
《例 1》短期要件の遺族厚生年金



死亡日の属する実施機関（最終）である本事業団が取りまとめ実施機関となり、A + B + C 期間をまとめて計算・決定し、支払いを行います。

ただし、A + B + C < 300 月の場合は 300 月として短期要件の遺族厚生年金を決定します。

《例2》長期要件の遺族厚生年金



老齢厚生年金と同様に、実施機関ごとに遺族厚生年金を計算・決定し、支払いを行います。

期間A（一般厚年）分は日本年金機構が、期間B（国共済厚年）分は国家公務員共済組合連合会が、期間C（私学共済厚年）分は本事業団が決定、支払いを行います。

なお、請求手続きについては、いずれか一つの機関へ請求することで、すべての遺族厚生年金の請求が行われたことになります。

年金額

老齢厚生年金のうち、報酬比例額の3/4に相当する額です。

【中高齢の加算について】40歳～65歳未満の妻の加算

18歳到達年度の末日までの子がいなかったため遺族基礎年金が受けられず、遺族厚生年金だけが支給される妻や、子が18歳到達年度の末日となって遺族基礎年金が失権した妻には、40歳（40歳以上で遺族基礎年金が失権したとき）から65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。ただし、この加算が行われるのは、短期要件の遺族厚生年金又は長期要件の遺族厚生年金で厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の人が死亡した場合に限られ、長期要件の場合では、一番長い期間の実施機関（上記《例2》の場合は本事業団）の遺族厚生年金に加算されます。

【経過的寡婦加算について】65歳以上の妻の加算

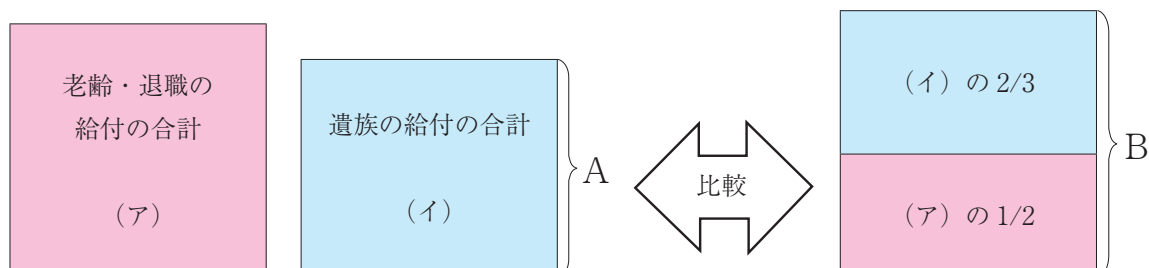
昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、一般的に国民年金への加入期間が短いため老齢基礎年金の額が低くなることから、妻の生年月日に応じた経過的寡婦加算額が加算されます。ただし、この加算が行われるのは、短期要件の遺族厚生年金又は長期要件の遺族厚生年金で厚生年金保険の被保険者期間が20年以上の人が死亡した場合に限られ、長期要件の場合では、一番長い期間の実施機関（上記《例2》の場合は本事業団）の遺族厚生年金に加算されます。

31 65歳以降の遺族厚生年金

遺

計算方法

遺族厚生年金の受給権が配偶者の死亡に伴い生じた者であって、かつ、老齢厚生年金の受給権を有する場合は、65歳からの年金額は次のA又はBのいずれか高い金額に改定されます。



65 歳以上の遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給方法

65 歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある人は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。

(老齢厚生年金)

(遺族厚生年金)

		遺族厚生年金【支給】
老齢厚生年金【支給】		遺族厚生年金【支給停止】 (老齢厚生年金に相当する額)
老齢基礎年金		老齢基礎年金

経過的職域加算額（遺族共済年金）

平成 27 年 10 月 1 日前の加入期間がある人が平成 27 年 10 月 1 日以後に死亡した場合、条件によって、旧 3 階部分としての経過的職域加算額（遺族共済年金）が発生します。ただし、遺族共済年金であっても、遺族厚生年金と同様に保険料納付要件があります。

また、職務によらない死亡事由で、かつ受給権の発生が令和 7 年 10 月 1 日以降の場合、下表の区分に応じた割合を乗じます。

給付事由発生日	割合
令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	29/30
令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日	28/30
令和 9 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	27/30
令和 10 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日	26/30
令和 11 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	25/30
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	24/30
令和 13 年 10 月 1 日～令和 14 年 9 月 30 日	23/30
令和 14 年 10 月 1 日～令和 15 年 9 月 30 日	22/30
令和 15 年 10 月 1 日～令和 16 年 9 月 30 日	21/30
令和 16 年 10 月 1 日～	20/30

若年の妻に対する遺族厚生年金

妻に支給する遺族厚生年金は以下の場合、5 年間の有期給付となります。

- ① 夫の死亡時に妻が 30 歳未満で、遺族基礎年金の受給権がない場合
- ② 夫の死亡時には遺族基礎年金の受給権があったが、妻が 30 歳に達する前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合

上記②に該当し、遺族基礎年金の受給権が消滅したときには本事業団まで連絡してください。

年金は、受給権者の請求に基づき決定されますが、年金の決定後、自らの意思により年金を受給しないという選択をすることができます。

年金の受け取りを辞退したいときや、辞退していた年金の受け取りを再開したいときは、本事業団まで連絡してください。また、受け取りを辞退している受給権者が65歳になり、引き続き受け取りの辞退を希望される場合は新たに届け出が必要になりますので、本事業団まで連絡してください。

この支給停止の申し出については、将来に向かって撤回することができますが、過去に辞退していたものを、遡って受給することはできません。

また、厚生年金については、本事業団が支給する厚生年金のみならず、他実施機関から支給される同一種別の厚生年金についても一体的に停止となります。年金の受取を辞退する際は、慎重にご検討の上、申し出てください。

離婚等をした場合、年金額の計算の基礎になる標準報酬月額や標準賞与額を分割し、結果として年金を分割することができます。

この年金分割制度には、「合意等に基づく年金分割制度」と「被扶養配偶者期間の年金分割制度」があり、「被扶養配偶者期間の年金分割制度」は、国民年金の第3号被保険者になっていた期間を対象として分割が行われるので、「3号分割」とも言われています。

両者には下表のような相違があります。

合意等に基づく年金分割制度と被扶養配偶者期間の年金分割制度の比較

	合意等に基づく年金分割制度 (平成19年4月実施)	被扶養配偶者期間の年金分割制度 (平成20年4月実施)
対象になる期間	平成19年4月1日以後に成立した離婚等が対象ですが、その婚姻期間中の加入者期間すべてが分割の対象になります。	平成20年4月以降の第3号被保険者期間のみ、分割の対象になります。
分割の割合	当事者間の合意もしくは裁判所の決定により決められた按分割合（上限50%）に基づき分割されます。	分割の割合は50%に定められています。
請求手続き	請求には、当事者間の合意もしくは裁判所の決定を示す書類の添付が必要です。 また、原則的に離婚等をしたときから2年以内に請求することになっています。	第3号被保険者であった人からの請求により分割できます。（当事者間の合意は不要です。） また、原則的に離婚等をしたときから2年以内に請求することになっています。

8. ご利用いただける福祉事業

本事業団では、加入者や被扶養者の健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的として様々な福祉事業を行っていますが、年金受給権者の皆様にもご利用いただける事業があります。

福祉事業をご利用いただく場合、「年金者福祉施設等利用証」の提示をお願いしています。

年金者福祉施設等利用証

年金者氏名

年金証書記号番号

上記の者は、年金受給権者であって、
本事業団の福祉施設等を加入者と同様に
利用できることを証します。

有効期限 年金受給権消滅まで

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号
☎ 03(3813) 5321

見本

※「年金者福祉施設等利用証」は、このしおりの巻末に添付されています。

(1) 直営宿泊施設の利用

本事業団は、全国で8つの会館（ガーデンパレス）と8つの宿泊所・保養所を運営しています。

これらの施設を年金受給権者が利用する場合、加入者と同様の加入者料金となります。年金受給権者を対象としたお得な宿泊プランを用意する宿泊施設もございますので、ぜひご利用ください。

ガーデンパレス

※ P. 40 をご覧ください。

全国の8都市にあって、宿泊室のほかに宴・集会場や結婚式場（一部の会館を除きます）を備えた総合宿泊施設です。ご宿泊のほか、忘年会・新年会・同窓会などの宴集会、婚礼などにご利用いただけます。詳しくは、「ホテルガーデンパレスグループ」ホームページ（<https://www.hotelgp.jp/>）又は各ガーデンパレスの公式ホームページをご参照ください。



宿泊所・保養所

※ P. 40 をご覧ください。

四季折々の行楽や保養を目的とした宿泊・各種会合・会食などにご利用いただけます。

宿泊室は和室が中心ですので、ご家族での利用に最適です。金沢宿泊所は、ビジネスホテル形式（全室が洋室）となっています。



直営宿泊施設の利用方法

- ①ご利用にあたっては、お電話等により各施設へ直接お申し込みください。その際、本事業団の年金受給権者である旨をお伝えください。
- ②施設到着後、フロントに「年金者福祉施設等利用証」又は「私学メンバーズカード」をご提示ください。

私学メンバーズカードのご案内

- ①「私学メンバーズカード」は、ゴールドカードと同等の機能を持つクレジットカードです。
- ②JCB、VISA、MasterCardの中から1ブランドを選択
- ③海外・国内旅行傷害保険（最高5,000万円）付帯
- ④空港ラウンジ利用可能
- ⑤ETC スルーカード同時申し込み可能
- ⑥直営宿泊施設利用証の機能

全国16の直営宿泊施設を利用する際にご提示いただく「年金者福祉施設等利用証」の代替的役割を果たします。

私学メンバーズカード会員の配偶者は、家族カードの申し込みが可能です。

私学メンバーズカードの年会費について

カード入会初年度の年会費は無料で、2年目以降は年会費が3,300円（税込）となります。ただし、年間のカード利用金額が30万円（税込）以上の場合は、翌年度の年会費は無料になります。

申し込み・問い合わせ先

りそなカードインフォメーションデスク

私学メンバーズカード事務局（事務代行 りそなカード株式会社）

専用ダイヤル 0120（559）197

受付時間 9：00～17：00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます）

専用ホームページ <https://www.resonacard.co.jp/shigakucard>

私学メンバーズカード

検索



(2)

直営宿泊施設一覧

ガ ー デ ン パ レ ス		
札幌ガーデンパレス TEL 011 (261) 5311 (代表)	〒 060-0001 札幌市中央区北 1 条西 6-3-1 https://www.hotelgp-sapporo.com	JR「札幌」駅（南口）から徒歩 7 分。 地下鉄「大通」駅から徒歩 5 分。札幌 駅前通地下歩行空間 6 番・8 番出口か ら徒歩 3 分。
仙台ガーデンパレス TEL 022 (299) 6211 (代表)	〒 983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-1-5 https://www.hotelgp-sendai.com	JR「仙台」駅（東口）から徒歩 3 分。 地下鉄東西線「宮城野通」駅（北 1 出 口）から徒歩 1 分。
東京ガーデンパレス TEL 03 (3813) 6211 (代表)	〒 113-0034 東京都文京区湯島 1-7-5 https://www.hotelgp-tokyo.com	JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」 駅から徒歩 5 分。東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水」駅（B 1 出口）から徒歩 5 分。
名古屋ガーデンパレス TEL 052 (957) 1022 (代表)	〒 460-0003 名古屋市中区錦 3-11-13 https://www.hotelgp-nagoya.com	JR「名古屋」駅から地下鉄東山線で 「栄」駅下車、1 番出口から徒歩 5 分。 地下鉄桜通線「久屋大通」駅（4 番出 口）、「丸の内」駅（5 番出口）から徒歩 5 分。
京都ガーデンパレス TEL 075 (411) 0111 (代表)	〒 602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル 龍前町 605 番地 https://www.hotelgp-kyoto.com	JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸 太町」駅下車、2 番出口から徒歩 8 分。
大阪ガーデンパレス TEL 06 (6396) 6211 (代表)	〒 532-0004 大阪市淀川区西宮原 1-3-35 https://www.hotelgp-osaka.com	JR「新大阪」駅（北口）から徒歩 10 分。 大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号 出入口階段を経由して高架下から無料 シャトルバス（始発 7:05 ～ 最終 23:05）で 3 分。
広島ガーデンパレス TEL 082 (262) 1122 (代表)	〒 732-0052 広島市東区光町 1-15-21 https://www.hotelgp-hiroshima.com	JR「広島」駅新幹線口（北口）から徒 歩 5 分。
福岡ガーデンパレス TEL 092 (713) 1112 (代表)	〒 810-0001 福岡市中央区天神 4-8-15 https://www.hotelgp-fukuoka.com	福岡空港・JR「博多」駅から地下鉄空 港線「天神」駅下車、東 1 b 番出口か ら徒歩 8 分。「西鉄福岡（天神）」駅か ら徒歩 10 分。

宿 泊 所・保 養 所		
湯河原 敷島館 TEL 0465 (63) 3755	〒 259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 745	JR「湯河原」駅から「奥湯河原」行き バスで 15 分「美術館前」下車、すぐ前。
箱根 対岳荘 TEL 0460 (82) 2094	〒 250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台 312	JR「小田原」駅・箱根登山電車「箱根 湯本」駅からバスで「大平台」下車、 徒歩 2 分。箱根登山電車「大平台」駅 から徒歩 5 分。
鎌倉 あじさい荘 TEL 0467 (22) 3506	〒 248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下 25-4	JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」 駅下車、徒歩 8 分。
葉山 相洋閣 TEL 046 (875) 7300	〒 240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口 2040-1	JR「逗子（ずし）」駅前バスターミナル 2 番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下 車、徒歩 3 分。
金沢 兼六荘 TEL 076 (232) 1239	〒 920-0918 金沢市尾山町 6-40	JR「金沢」駅兼六園口（東口）から北 鉄バス「南町・尾山神社」下車、徒歩 3 分。
志賀高原 やまゆり荘 TEL 0269 (34) 2102	〒 381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 7148	JR「長野」駅（東口）から、「志賀高原」 行き急行バスで 70 分又は長野電鉄「湯 田中」駅からバスで 40 分、いずれも「蓮 池ひろば」下車、徒歩 5 分。
軽井沢 すずかる荘 TEL 0267 (45) 7311	〒 389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 3607	北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの 鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から 徒歩 10 分。
京都 白河院 TEL 075 (761) 0201	〒 606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 16	JR「京都」駅前市バスターミナル A - 1 番乗り場、阪急「京都河原町」駅・ 京阪「三条」駅から市バス 5 号系統「銀 閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺 町」下車、すぐ前。

※ 宿泊所・保養所の情報については、私学共済ホームページ「しがくのやど」でご覧いただけます。

(3) 直営医療施設の利用

本事業団には、直営の総合医療施設として東京臨海病院があります。

東京臨海病院には、病気の早期発見及び予防を目的とした最新設備と専門医等による総合健診を実施する健康医学センターが併設されています。

年金受給権者の皆様が、健康医学センターで健康診断又は人間ドック等を利用する場合、加入者と同様の料金で利用することができます（予約申込みの際、本事業団の年金受給権者である旨お伝えください）。

また、東京臨海病院では年金受給権者の皆様からの健康相談・介護相談サービスも行っています。

東京臨海病院 TEL 03 (5605) 8811 (代表) http://www.tokyorinkai.jp/	診療科目 内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・脳神経内科・リウマチ膠原病内科・内分泌代謝・糖尿病内科・腎臓内科・緩和ケア内科・メンタルクリニック・小児科・外科・乳腺外科・救急科・整形外科・形成外科・脳神経外科・心臓血管外科・呼吸器外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・放射線治療科・麻酔科（ペインクリニック）・病理診断科・リハビリテーション科 入院ベッド数 400 床（ICU・CCU の 10 床を含む）	〒134-0086 東京都江戸川区臨海町 1-4-2 ○東京メトロ東西線「西葛西駅」より都営バス「臨海町二丁目団地前行」約 10 分「東京臨海病院前」下車 ○JR 京葉線「葛西臨海公園駅」より徒歩約 20 分 ○首都高速湾岸線「新木場出入口」・「葛西出入口」より約 10 分 ○首都高速中央環状線「清新町出入口」（川口方面からのみ）より約 5 分
健康医学センター TEL 03 (5605) 8822 (問い合わせ) 03 (5605) 8817 (予約)	人間ドック・健康診断は予約制です。電話又は直接受付へお越しください。休業日 土曜日（第 1・第 3・第 5）、日曜日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）	
健康増進・介護相談サービス 医療福祉相談室 フリーダイヤル TEL 0120 (684) 550 (専用)	東京臨海病院では、健康上の不安やご家族の介護の悩みなどについて、ソーシャルワーカーが電話で直接回答しています。なお、症状についてのご相談の場合、受診科の選択はお答えできますが、病気の特定や診断はしていませんのでご了承ください。プライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。 月～金曜日 9：00～17：00 （土・日・祝日及び 12/29～1/3 を除く） ※通話料・相談料ともに無料です。 携帯電話からも利用できます。	相談できる内容 ○健康の維持・増進の相談、健診結果についての疑問、食事のとり方や栄養相談、生活習慣病の相談等 ○介護についての悩み、在宅介護の方法、介護保険に関する相談等

(4) 各種割引事業・契約施設等の利用

年金受給権者の皆様は、本事業団の保健事業のうち、次の各種割引事業や契約施設等を利用することができます。利用の際には、指定の場所・窓口にて「年金者福祉施設等利用証」(P. 38 参照)を提示してください(一部利用方法が異なる場合があります)。

※割引情報の詳細は、私学共済ホームページで確認できます。ページ下部の2次元コードからご確認ください。

- ①百貨店割引・専門店割引・葬祭店割引
- ②レンタカー割引
- ③公演(国立劇場・国立演芸場・国立能楽堂・国立文楽劇場・明治座・光藍社・ホリプロ・サンライズプロモーション東京)入場券割引
- ④日本棋院(囲碁センター)優待割引 公益財団法人日本棋院普及部 ☎ 03 (3288) 8723
- ⑤相互利用契約施設(文部科学省共済組合、公立学校共済組合等)の宿泊費の割引
- ⑥健康増進宿泊施設(割引契約を締結している施設に限ります。補助はありません。)
- ⑦通信講座・通信研修の受講料割引及び幹旋
- ⑧健康増進・介護相談サービス 東京臨海病院医療福祉相談室 ☎ 0120 (684) 550
- ⑨人間ドック契約健診施設の割引利用(補助はありません。)
- ⑩旅行会社のパック旅行(指定のパックのみ)の割引購入(注)
- ⑪スポーツクラブの直営・提携施設を契約料金で利用(年金受給権者本人のみ)
 - ・コナミスポーツクラブ ☎ 0570 (000) 573
 - ・セントラルスポーツ ☒ corporate@central.co.jp
 - ・ルネサンス 問い合わせフォーム <https://www.s-re.jp/inquiry/index.do>
 - ・ティップネス ☒ houjin@tipness.co.jp
 - ・ゴールドジム ☎ 03 (3645) 9830
 - ・メガロス ☎ 03 (5334) 8600

(注) ⑩の取扱旅行会社はJTB・日本旅行・近畿日本ツーリスト・東武トップツアーズ・HISの5社です。詳細は各旅行会社にお問い合わせください。

※各種割引や契約施設の内容、利用方法等の詳細については、本事業団福祉部保健課(Tel 03 (3813) 5321 (代表))又は各ガーデンパレス(京都ガーデンパレスは除く)の共済業務課へお問い合わせください。



割引情報(私学共済ホームページ)

9. 年金の相談窓口

年金に関する一般相談は、広報相談センター 電話相談室や各ガーデンパレス（東京、京都ガーデンパレスを除く）の共済業務課にお問い合わせください。その際には、「年金証書記号番号」又は「基礎年金番号」が確認できるものをお手元にご用意ください。

電話番号をお間違えのないようにお願いします。

受付時間 月～金曜日 9:00 ～ 17:15
(祝日及び年末年始を除きます)

◎共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。とくに、月曜日や午前中は電話が大変混雑します。お近くのガーデンパレス共済業務課もあわせてご利用ください。

共済事業本部	03(3813)5321 (代表)	〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5
札幌ガーデンパレス 共済業務課	011(222)6234 (直通)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西 6-3-1
仙台ガーデンパレス 共済業務課	022(299)6231 (直通)	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-1-5
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052(957)1388 (直通)	〒460-0003 名古屋市中区錦 3-11-13
大阪ガーデンパレス 共済業務課	06(6393)9701 (直通)	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 1-3-35
広島ガーデンパレス 共済業務課	082(262)1134 (直通)	〒732-0052 広島市東区光町 1-15-21
福岡ガーデンパレス 共済業務課	092(752)0651 (直通)	〒810-0001 福岡市中央区天神 4-8-15

年金に関する一般相談専用ダイヤル

共済事業本部 広報相談センター 電話相談室	03(3813)5291 (直通)
--------------------------	-------------------

※障害の年金についてのお問い合わせは、一般相談専用ダイヤルではお受けしていません。

私学共済ホームページをご活用ください。

私学共済

検索

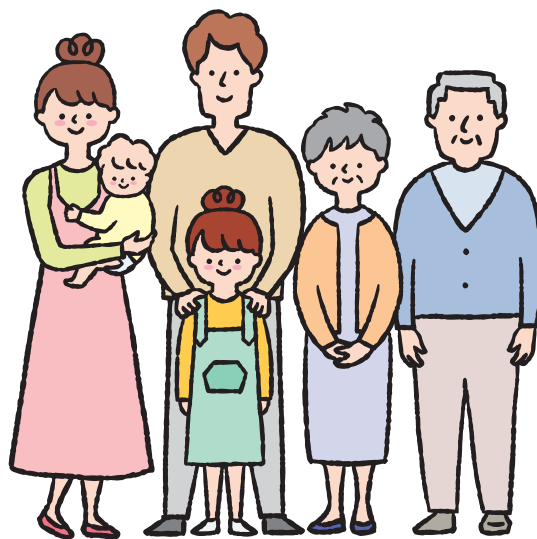
10. 用語集

用 語	内 容	参照ページ
加給年金額	老齢厚生年金受給権者の場合 ①老齢厚生年金の算定期間が20年以上 ②受給権者の65歳到達時に生計維持関係のある加給年金額対象者がいる 上記2点を満たす場合、65歳からの老齢厚生年金に加算されます。 障害厚生年金受給権者の場合 ①障害等級が1級又は2級 ②生計維持関係のある65歳未満の配偶者がいる 上記2点を満たす場合、加算されます。	P. 13
基礎年金番号	日本年金機構が付番した、公的年金制度で共通して使用する固有の番号です。 4桁と6桁の組み合わせで構成される計10桁の数字です。	P. 1
基本月額	老齢厚生年金の月額（経過的加算額・加給年金額を除く）です。	P. 16
経過的寡婦加算	65歳以上の寡婦に対し、一定の要件を満たした場合に寡婦の生年月日に応じた額が遺族厚生年金に加算されます。	P. 35
経過的職域加算額	一元化施行前の共済年金に「職域部分」が加算されていたことの経過措置として、平成27年9月分までの加入者期間に基づき決定する年金で、区分はCで表示されます。 老齢退職を事由とする年金の場合、平成27年9月までの加入者期間を有し、かつ引き続く1年以上の加入者期間を有する人のみ受給権が発生します。	P. 22
支給の繰上げ (老齢厚生年金)	60歳から支給開始年齢に到達するまでの間に繰上げを申し出た場合、翌月分から老齢厚生年金を受給することができます。繰上げた場合一定の割合で減額となります。 *老齢基礎年金（国民年金）も同時に繰上げしなくてはなりません。他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰上げる必要があります。	P. 25
支給の繰下げ (老齢厚生年金)	支給の繰下げができるのは、本来支給の老齢厚生年金です。繰下げを希望した場合、1年以上受け取らないことで、1か月あたり0.7%を増額します。 *他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げする必要があります。 *障害や遺族を事由とする年金を受給している場合や、すでに65歳以降の老齢厚生年金を受けている場合は、繰下げの申し出はできません。	P. 26

実施機関	・日本年金機構（厚生労働大臣） ・国家公務員共済組合 ・地方公務員等共済組合 ・日本私立学校振興・共済事業団 を指します。 平成 27 年 10 月より施行された「被用者年金制度一元化法」により、施行後に発生した厚生年金については、これら 4 つの実施機関のいずれにおいても手続きが可能です。	P. 10 P. 13 P. 16 P. 18 P. 26 P. 27 P. 34
マイナンバー （個人番号）	住民票を有するすべての人に付番された 12 桁の番号です。マイナンバー（個人番号）通知書やマイナンバー（個人番号）記載の住民票で確認ができます。	P. 10
受給資格期間	老齢厚生年金や老齢基礎年金を受けるために必要な加入期間のことです。 ①保険料納付済期間 ②国民年金の保険料免除期間 ③合算対象期間 [平成 29 年 7 月以前] ①～③の合算が 25 年以上必要です。（生年月日等に応じた特例があります。） [平成 29 年 8 月以後] ①～③の合算が 10 年以上必要です。	P. 34
準確定申告	相続の開始のあったことを知った日の翌日から 4 か月以内に行う、死亡した人の確定申告のことです。 「未支給年金・未支払給付金請求書（兼死亡届）」を提出することによって、死亡した年の源泉徴収票を各年金制度より死亡届提出者宛に送付することができます。 なお、死亡日が 12 月定期支給日後～2 月定期支給日前の場合は死亡した人宛の送金はありませんので、12 月分・1 月分（通常は 2 月定期）についての源泉徴収票の送付はありません。	—
障害認定日	①初診日から起算して 1 年 6 か月経過した日 ②症状固定日 ①、②のいずれか早い日を指します。	P. 31
初診日	病気になった、もしくは負傷した人が、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日を指します。	P. 31
退職年金 （退職等年金給付）	①平成 27 年 9 月以前を含む 1 年以上引き続き加入者期間を有する ② 65 歳到達 ①及び②に該当する場合、退職（70 歳みなし退職を含みます）した時に支給されます。 半分は終身年金として、残り半分は有期年金として 20 年又は 10 年支給されます。 有期年金については一時金の選択も可能です。	P. 28
第 1 号被保険者 （国民年金）	20 歳以上 60 歳未満の人で、第 2 号又は第 3 号被保険者でない人（自営業者、学生など）	—

第3号被保険者 (国民年金)	国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者 20歳以上60歳未満の人 ただし「第3号被保険者・資格取得・種別変更・種別確認届」 の提出が必要となります。	—
第2号被保険者 (国民年金)	厚生年金制度に加入している65歳未満の人	—
中高齢寡婦加算	①40歳以上65歳未満の遺族厚生年金受給権者 ②遺族基礎年金を受給していない ③①の受給要件が短期要件もしくは遺族厚生年金を決定する対 象となった被保険者期間が20年以上ある 上記①～③のすべてに該当するときに加算されます。	P. 35
特別支給	65歳以前に受給権が発生する老齢厚生年金のことを指します。 本来支給と異なり、繰下げの制度はありません。	P. 22
特別徴収される 介護保険料	①65歳以上 ②支給年額18万円以上 ③②が特別徴収対象の年金である ④市区町村より特別徴収の依頼がある 上記①～④のすべてにあてはまる場合、年金より徴収されます。 なお、国民健康保険料とは異なり、世帯単位ではなく個人単位 での徴収となります。	P. 9
特別徴収される 後期高齢者医療制度 の保険料 (長寿医療保険料)	①75歳以上 ②支給年額18万円以上 ③②が特別徴収対象の年金である ④市区町村より特別徴収の依頼がある 上記①～④のすべてにあてはまる場合、年金より徴収されます。 なお、国民健康保険料とは異なり、世帯単位ではなく、個人単位 での徴収となります。	P. 9
特別徴収される 国民健康保険料	①65歳以上75歳未満 ②支給年額18万円以上 ③②が特別徴収対象の年金である ④市区町村より特別徴収の依頼がある 上記①～④のすべてに当てはまる場合、年金より徴収されます。 介護保険料と異なり、世帯主の年金からの徴収となります。	P. 9
特別徴収される 住民税	①介護保険料が年金より特別徴収されている ②市区町村より特別徴収の依頼がある ①及び②にあてはまる場合、年金より徴収されます。	P. 9
年金コード	老齢・遺族・障害の年金など、年金の種類を4桁の数字で表し たものです。日本年金機構より付番されます。 年金証書上では、基礎年金番号の右側に表示されています。	P. 1
振替加算	加給年金額の対象者であった配偶者が65歳に到達すると、加給 年金額の加算はなくなります。 しかし、配偶者自身の老齢基礎年金の支給を受ける際、一定の 要件を満たすことで、配偶者自身の老齢基礎年金に加算される 金額のことを指します。 詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	P. 14

併給調整	年金給付は「一人一年金の原則」があり、種類の異なる年金（例：老齢（退職）と遺族、遺族と障害など）を全額受給することはできません。種類の異なる年金の受給権を2つ以上取得した場合は、原則としていずれかひとつを受給し、他方の年金は支給を停止します。 年金額の改定等で金額の増減が生じた場合、将来に向かって有利な方を選択変更することができます。	P. 13
本来支給	65歳以上に発生する老齢厚生年金のことを指します。前述の特別支給の受給権者については、65歳到達時に改めて手続きが必要となります。	P. 22
老齢基礎年金	国民年金法に基づく給付のひとつで、以下①及び②の条件を満たした場合に支給されます。 ①受給資格期間（P. 45 参照）を満たしていること ② 65歳以上であること	P. 24
ワンストップサービス	年金事務所又は共済組合等のいずれか一か所に年金の裁定請求書等を提出すれば、すべての厚生年金について処理を行うことができるサービスです。 ※対象とならない届書もあります。 ※女性の一般厚生年金被保険者や特定警察職員、特定消防職員等、年金の給付事由発生日が異なる場合の年金請求書については対象となりません。	P. 10 P. 11 P. 26 P. 27 P. 35 ※P. 45「実施機関」についてもあわせてご確認ください。



私学共済ホームページをご活用ください

私学共済ホームページには、年金受給者向けのページを設置しています。
共済制度に関する疑問点の解決やお得な情報の入手に、ぜひご活用ください。

トップページ

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



日本私立学校振興・共済事業団 私学共済事業

English Guide サイトマップ サイト内検索 googleカスタム検索

加入者向け **年金受給者向け** 事務担当者向け 私学共済事業のご案内 様式用紙等ダウンロード よくある質問(Q&A)

災害への対応(共済業務) >

令和7年3月23日に発生した林野火災により被災された加入者及び被扶養者の皆様へ >

令和7年2月19日に発生した大火による岩手県大船渡市の区画整理事業により被災された加入者等にかかる取り扱い >

令和6年能登半島地震への対応 >

お知らせ

令和7年04月14日 加入者 事務担当者 NEW
出生後休業支援給付金及び育児短就労給付金の問い合わせ

令和7年04月11日 全般 NEW
公表情報(公表公告を掲示しました)

令和7年04月10日 加入者 事務担当者 NEW
令和7年度生涯生活設計セミナー開催のお知らせを掲載しました

令和7年04月02日 加入者 事務担当者 NEW
令和7年度よりPep Upを利用したeラーニングを導入します

令和7年04月01日 加入者 年金受給者 事務担当者 NEW
代表電話の混雑状況のご案内

お知らせ一覧 >

▶ トップページから
「年金受給者向け」の
ボタンをクリックして
ください。

年金受給者向けページ

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/nenkin/index.html>



日本私立学校振興・共済事業団 私学共済事業

English Guide サイトマップ サイト内検索 googleカスタム検索

加入者向け 年金受給者向け 事務担当者向け 私学共済事業のご案内 様式用紙等ダウンロード よくある質問(Q&A)

年金受給者向け

すでに年金を決定している人向けに、お知らせや必要な手続き等をご案内するページです。
年金を未請求の元加入者向けページはこちら >

お知らせ

令和7年04月01日 代表電話の混雑状況のご案内 >

令和7年03月25日 共済業務スケジュール(直近4ヶ月)を更新しました >

令和7年01月24日 年金者向け報「共済だより」第51号「私学事業団の直営宿泊施設」の掲載情報の誤り(お詫び) >

令和7年01月06日 令和6年分「公的年金等の源泉徴収票」を発送します >

令和6年12月17日 令和6年度計算結果の報告 >

年金受給者が利用できる福祉事業

契約施設検索 > 健康増進・介護相談サービス >

事業内容から探す

資格と掛金等 > 短期給付(健康保険) >

年金等給付 > 福祉事業 >

年金者のしおり

【編集・発行】日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03(3813)5321

非売品